

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を 促進する条例

運用マニュアル

令和元年7月策定

令和4年4月改定

令和6年4月改定

令和6年5月改定

令和7年4月改定

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

目 次

1	第1条	目的	1 p
2	第2条	定義（太陽光発電施設）	2 p
3		定義（太陽光発電施設の設置等）	4 p
4		定義（設置者）	7 p
5		定義（設置禁止区域）	8 p
6		定義（設置に適さない区域）	11 p
7	第3条	県の責務	14 p
8	第4条	設置者の責務	15 p
9		設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ①）	16 p
10		設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ②）	19 p
11		設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ③）	20 p
12		設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ④）	21 p
13		設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ⑤）	22 p
14		設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ⑥）	23 p
15		設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ⑦）	24 p
16		設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ⑧）	25 p
17	第5条	設置禁止区域内への設置	26 p
18		設置禁止区域内への設置（設置許可の変更）	35 p
19		設置禁止区域内への設置（設置許可に係るその他の届出）	40 p
20		設置禁止区域内への設置（標識の設置）	42 p
21		設置禁止区域内への設置（禁止区域が変更された時の取扱い）	43 p
22	第6条	設置に適さない区域内への設置	46 p
23		設置に適さない区域内への設置（設置届出の変更）	51 p
24	第5条・第6条	国又は地方公共団体が設置する場合	58 p
25	第7条	立入調査等	60 p
26	第8条	指導及び助言	62 p
27	第9条	監督処分	64 p
28	第10条	勧告	66 p
29	第11条	公表	67 p
30	第12条	太陽光発電事業技術審査会	68 p
31	第13条	市町村条例との調整	70 p
32	第14条	規則への委任	70 p
33	附則		71 p
	条例・規則・告示		76 p
	様式集		90 p
	主な問い合わせ先		128 p

＜条例制定の背景＞

太陽光発電の導入は、再生可能エネルギー普及に向けた有効策であり、引き続き推進していく必要があるが、一方でその導入に当たり、安全性確保や環境保全などについて、県民から不安の声が出ているケースもある。

こうした県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的に「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を策定した。

【凡例】

本「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例運用マニュアル」においては、法令等について下記の省略名で表記している。

1 条例

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第 47 号）

2 規則

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則（令和元年岡山県規則第 37 号）

3 再エネ特措法

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）

4 事業計画策定ガイドライン

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

5 マニュアル

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例運用マニュアル（本マニュアル）

6 設置許可基準ガイドライン

「設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準」ガイドライン

（参考）

マニュアルにおける枠線は、次を意味している。



… 条例による規定



… 規則による規定

1 第1条 目的

(目的)

第一条 この条例は、太陽光発電施設が防災及び生活環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の安全な導入の促進について必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

(1) 安全な導入の促進

太陽光発電の導入は、再生可能エネルギーの普及に向けた有効策である。一方、その導入に当たっては、安全性の確保や環境保全などについて、県民から不安の声が出ているケースもある。

条例では、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関し、必要な事項を定めることにより「県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電」の普及及び拡大を目指しているところである。

2 第2条 定義（太陽光発電施設）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。

（１）太陽光発電施設

太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する架台等）及びその附帯施設（パワーコンディショナや接続箱等の附帯設備を含む。）を太陽光発電施設とする。

また、附帯施設には次のものを含むが、送電線路は含まないものとする。

- ・道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等））
- ・敷地を安定させるために造成する部分（法面、擁壁、排水施設等を含む。）

加えて、太陽光発電施設には、上記の太陽光を電気に変換する設備及び附帯施設その他、これらを設置するために必要な土地を含むものとする。

ただし、建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。）に設置されるものは、条例における太陽光発電施設に含まない。

（２）太陽光発電施設を構成する土地

太陽光発電施設を構成する土地の範囲は、次の土地を合わせたものとなる。

①太陽光を電気に変換する設備が設置されている土地

②附帯施設が設置されている土地

※ 事業計画策定ガイドラインにおいて、太陽光発電事業に関係ない者が太陽光を電気に変換する設備と附帯施設に容易に近づくことがないよう、周辺に塀又は柵を設置しなければならないと記載されている。

③太陽光発電施設の工事に伴い木竹の伐採及び土地の形質の変更を行った土地

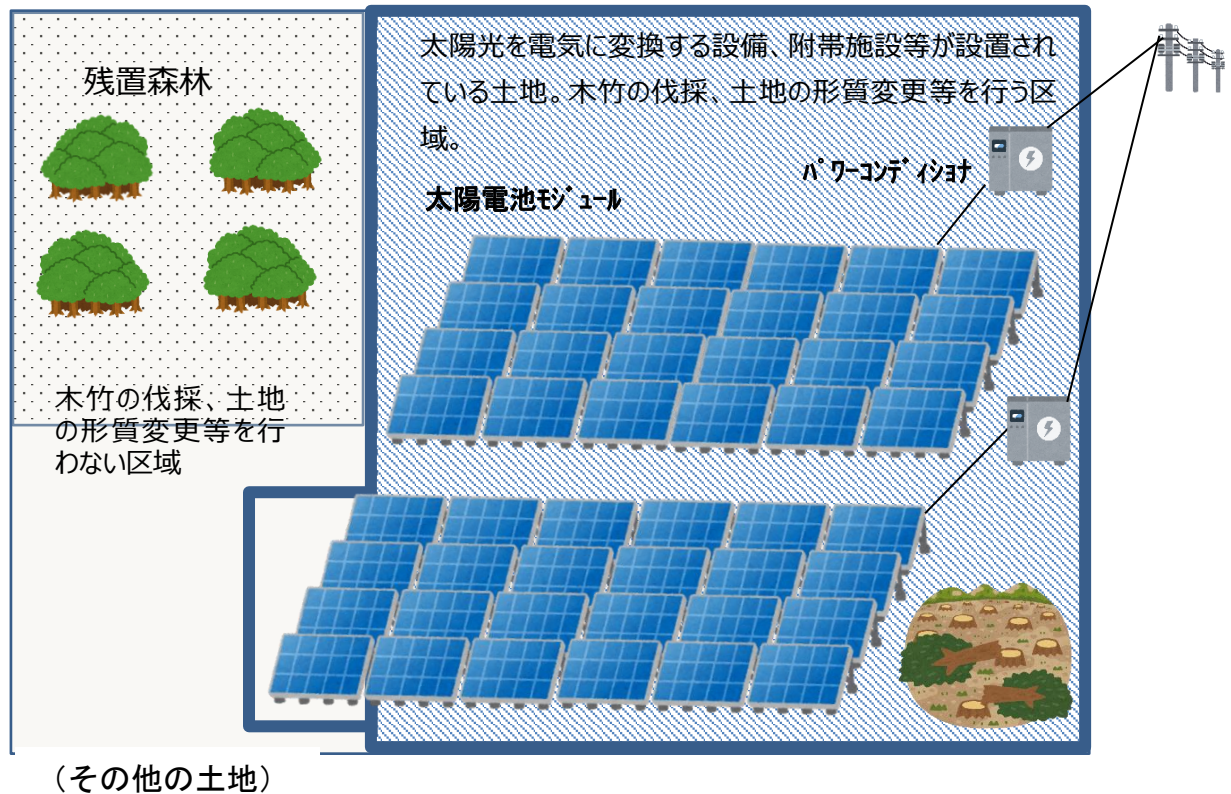
（３）建築物に設置される太陽光発電施設

建築物に設置される太陽光発電施設とは、建築物の屋根や屋上、壁面を利用して設置される太陽光発電施設のことをいう。

なお、建築基準法では、土地に定着する工作物のうち、屋根があつて柱又は壁を有するものを建築物と定義している。

次のイメージ図において、太い実線で囲まれた部分が、太陽光発電施設の土地の範囲となる。

<イメージ図>



参 考

○建築基準法

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨（こ）線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二～三十五 略

3 第2条 定義（太陽光発電施設の設置等）

（定義）

第二条 （略）

- 二 太陽光発電施設の設置等 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）、太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業の実施、太陽光発電施設の撤去等に係る一連の行為をいう。

（1）太陽光発電施設の設置等の定義

次の行為に係る一連の行為を、太陽光発電施設の設置等と定義する。

①太陽光発電施設の新設及び増設

（これらに伴う木竹の伐採と土地の形質の変更を含む。）

②太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業

③太陽光発電施設の撤去

④その他の行為

（2）太陽光発電施設の増設

①増設の考え方

太陽光発電施設の増設には、次のものが該当する。

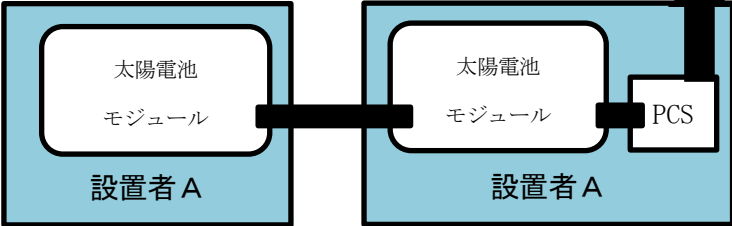
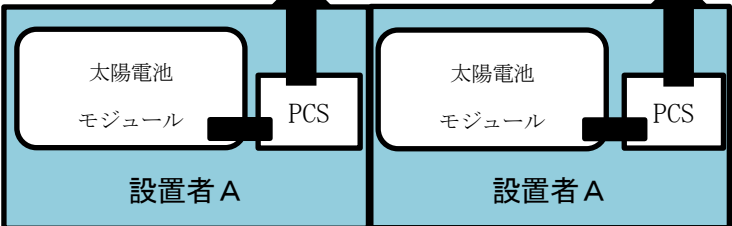
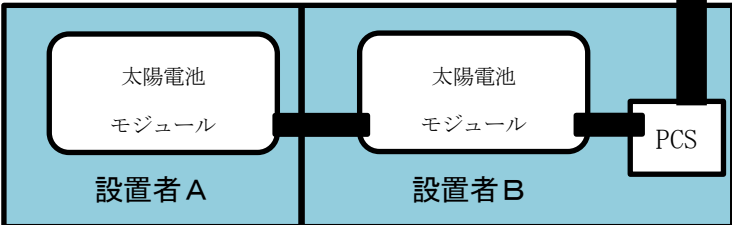
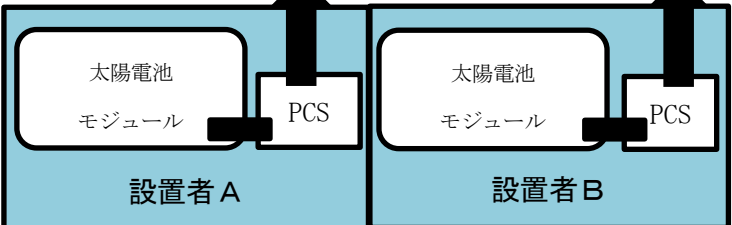
ア 太陽光発電施設の面積を広げること

イ 太陽光発電施設の面積を広げない場合であっても、太陽光発電施設内で太陽電池モジュールやパワーコンディショナ等の面積又は数を増加させること

②設備の修理等

破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナの単なる取り替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設を維持管理するための行為は、増設には含まない。

(3) 増設のイメージ図

イメージ図	考え方
	・新規開発部分が道路等で分断されていても、設置者が同じで、PCS等を共用する場合等は、増設とみなす。
	・新規開発部分に PCS 等を独立して設置する場合であっても、設置者が同じで、事業区域が隣接する場合は、増設とみなす。
	・設置者が別であっても、事業区域が隣接し、PCS 等を共用する場合は、増設とみなす。
	・事業区域が隣接していても、設置者が別で、PCS 等を共用していない場合は、増設とみなさない。

※PCS＝パワーコンディショナ

(4) 土地の形質変更

土地の形質変更とは、次のことをいう。

①形の変更

- ・切土、盛土等により、土地の形状を物理的に変更すること

②質の変更

- ・農地等を宅地とする行為など、土地の有する性質を変更すること

(5) 太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業の実施

太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業には、売電するもののほか、事業により生じた電気を自家消費するものも含まれる。

(6) その他の行為

上記(1)④の「その他行為」には、次の行為を含むものとする。

①太陽光発電施設の撤去により生じた廃棄物の適正な処理

②太陽光発電施設を撤去した後の土地についての、防災、環境保全、景観保全等の観点からの必要な措置（原状回復や、周辺の土地利用の状況に合わせた整備など）

(7) 太陽光発電施設の設置等の着手

新設及び増設には、これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含むこととしている。

設置の着手とは、太陽光発電施設を設置しようとする現地における工事の着手をいい、その範囲には、上記のとおり木竹の伐採及び土地の形質の変更を含むことから、現地において樹木を伐採したりシャベルカー等で土地を掘り起こしたりすることが該当するが、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の準備工、工場等における太陽光パネル、部材等の製造等は含まないものとする。

なお、設置の着手は、関係する法令・条例等に基づいた手続を完了させた後に実施されるものであることのほか、工事に着手した後に、正当な理由なく工事を行わないなど工事の継続性が確認できないものについては、着手とみなさないの
で留意のこと。

4 第2条 定義（設置者）

（定義）

第二条 （略）

三 設置者 太陽光発電施設の設置等を行う者をいう。

（1）設置者の定義

太陽光発電施設の設置等を行う者を「設置者」と定義し、次の者が該当する。

- ・ 太陽光発電施設の新設又は増設を行う者
- ・ 太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業（事業の実施に伴う保守管理等を含む。）を実施する者
- ・ 太陽光発電施設の撤去及び撤去後の跡地の整備を行う者

（2）その他

設置者は太陽光発電施設の設置について責任を負うべき者であり、他者から請け負って太陽光発電施設の工事を行う者や、他者から太陽光発電施設の保守管理等を委託された者は含まれない。

5 第2条 定義（設置禁止区域）

（定義）

第二条 （略）

四 設置禁止区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれが極めて高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であって規則で定めるものをいう。

（趣旨）

第一条 この規則は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置禁止区域）

第二条 条例第二条第四号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 岡山県砂防指定地等管理条例（平成十四年岡山県条例第七十六号）第二条第一項に規定する砂防指定地
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

（1）設置禁止区域

次のア及びイのとおり、他法令に基づき、客観的な基準により既に定められている土地の区域を規定する。

ア 土砂災害その他の災害が発生している、若しくは発生するおそれが極めて高い土地の区域

- ①砂防指定地
- ②地すべり防止区域
- ③急傾斜地崩壊危険区域

（①～③の区域での具体的な危険性の例示）

区域内に太陽光発電施設を設置した場合、設置そのものが土砂災害等のリスクを増大させるおそれがある。また、区域内で土砂災害が発生した場合、施設が破損・崩落・流出等し、下流域の住民に著しい危険を及ぼすおそれがある。

イ 土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ
県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる
土地の区域

④土砂災害特別警戒区域

(④の区域での具体的な危険性の例示)

太陽光発電施設を構成する太陽電池は、破損してもなお太陽光を電気に変換し続けるという特徴があるため、土砂災害が発生し、区域内に多量の土砂等が流入し、太陽光発電施設が破損・流出した場合、破損した太陽光発電施設による感電等が発生し、周辺の住民に著しい危険を及ぼすおそれがある。

(2) 設置禁止区域への太陽光発電施設の設置

設置禁止区域においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、別に定める基準に適合するとして、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合はこの限りではない。

参 考

○砂防法

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

○岡山県砂防指定地等管理条例

(定義)

第二条 この条例において「砂防指定地」とは、法第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

○地すべり等防止法

(地すべり防止区域の指定)

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地

で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

6 第2条 定義（設置に適さない区域）

（定義）

第二条 （略）

五 設置に適さない区域 土砂災害その他の災害が発生するおそれが高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であって規則で定めるものをいう。

（設置に適さない区域）

第三条 条例第二条第五号の規則で定める区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域とする。

（1）設置に適さない区域

他法令に基づき、客観的な基準により既に定められている土地の区域を規定する。

ア 土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ、県民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
①土砂災害警戒区域

（具体的な危険性の例示）

太陽光発電施設を構成する太陽電池は、破損してもなお太陽光を電気に変換し続けるという特徴があるため、土砂災害が発生し、区域内に多量の土砂等が流入し、太陽光発電施設が破損・流出した場合、破損した太陽光発電施設による感電等が発生し、周辺の住民に危険を及ぼすおそれがある。

（2）設置に適さない区域への太陽光発電施設の設置

設置に適さない区域に発電出力 50 kW以上の施設を設置する場合、工事に着手する 60 日以上前に届出が必要である。

参 考

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

【参考】設置禁止区域及び設置に適さない区域の確認方法

1 区域確認

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、太陽光発電施設を設置する場所に応じ、各県民局、地域事務所又は市に問い合わせ、確認を行う必要がある。

なお、問い合わせ先の電話番号を巻末に掲載しているので、参照のこと。

2 各区域に関する情報の掲載について

各区域に関する情報は、次のホームページ等に掲載されている。

(1) 砂防指定地

県土木部防災砂防課ホームページ

※箇所名のみの情報であり詳細な位置等は各県民局、地域事務所で確認のこと。

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/677732.html>

(2) 地すべり防止区域

地すべり防止区域は、次のとおり区域を指定する主務大臣ごとに情報掲載が分かれている。

①地すべり防止区域（国土交通省所管分）

県土木部防災砂防課ホームページ

※箇所名のみの情報であり詳細な位置等は各県民局、地域事務所で確認のこと。

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/678674.html>

②地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管分）

県農林水産部耕地課ホームページ

※箇所名のみの情報であり詳細な位置等は各県民局、岡山市、又は倉敷市で確認のこと。

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-88656.html>

③地すべり防止区域（林野庁所管分）

県農林水産部治山課ホームページ

※箇所名のみの情報であり詳細な位置等は各県民局又は岡山市で確認のこと。

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/632714.html>

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

県土木部防災砂防課ホームページ

※箇所名のみの情報であり詳細な位置等は各県民局、地域事務所で確認のこと。

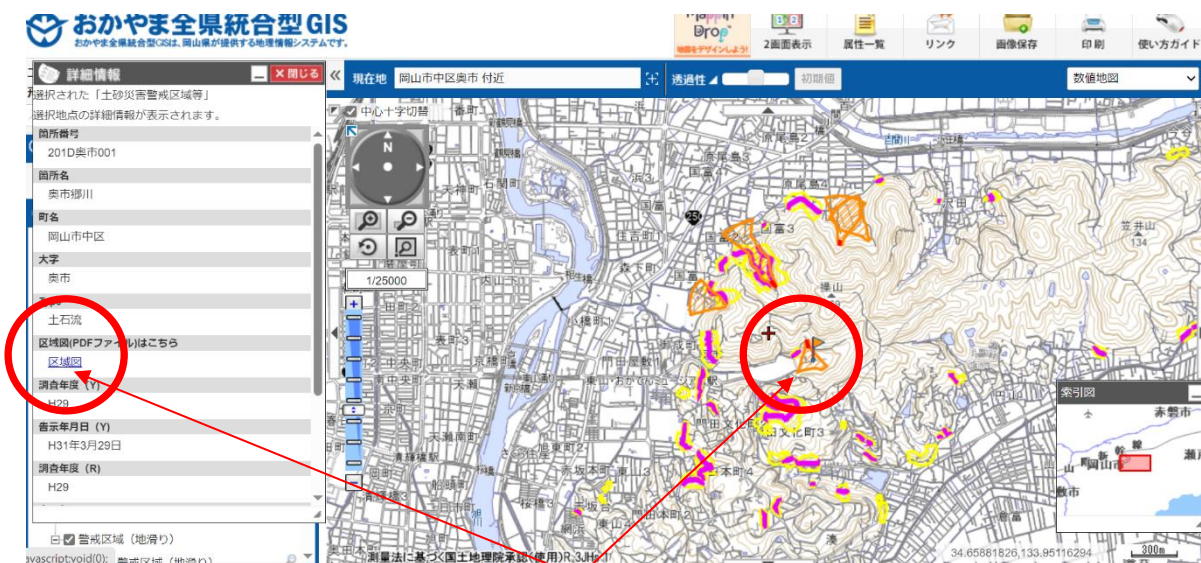
URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/678687.html>

(4) 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

おかやま全県統合型 GIS (県土木部防災砂防課)

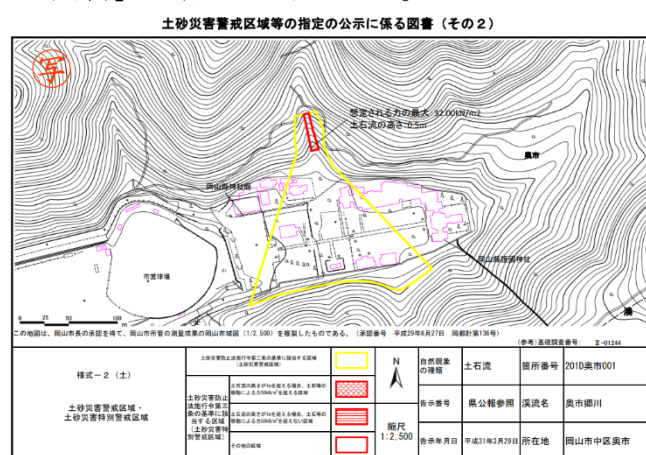
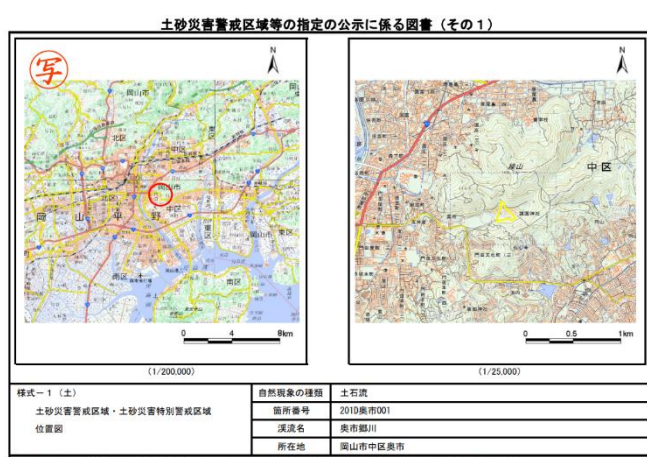
URL: <http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>

※ 防災情報→土砂災害警戒区域・特別警戒区域情報をクリック



確認したい土砂災害警戒区域を選択して、「区域図」を選択すると、以下のよう
な「公示図書」をご覧ください。

警戒区域等の境界の確認は、必ず「公示図書」で行ってください。



3 区域の追加指定等

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、追加指定等が行われる可能性があるため、適宜確認を行うなど、その情報に注意する必要がある。

7 第3条 県の責務

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を踏まえ、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(1) 県の責務

「県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与する」という本条例の目的を踏まえ、条例の周知啓発や適切な管理運用を始め、太陽光発電施設に関する情報提供を適宜実施すること等、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを、県の責務として定めている。

8 第4条 設置者の責務

(設置者の責務)

第四条 設置者は、計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等を円滑かつ確実に行うために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守しなければならない。

2 設置者は、この条例の目的を踏まえ、計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等を行うに当たり、地域住民に対する情報提供、保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築、撤去の適切な実施その他の太陽光発電施設の安全な導入の促進に関して規則で定める事項を守るよう努めなければならない。

(1) 関係法令の遵守

太陽光発電事業については、電気事業法、再エネ特措法はもとより、多くの法令（条例を含む。）による規制があり、これらを全てクリアした上で事業を行わなければならない。県民の安全・安心な生活に配慮しつつ太陽光発電施設を設置するためには、関係法令の遵守が基本であり、この条例においても、改めてこのことを表したものである。

なお、関係法令の遵守は、太陽光発電施設の工事に着手する前から必要な事項であるが「太陽光発電施設の設置等」は、太陽光発電施設の工事以降の行為と定義していることから、この項では、太陽光発電に関係する一連のプロセス全てという意味で「計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等」としている。

(2) 守るよう努める事項

条例の目的である安全な太陽光発電の普及及び拡大のためには、災害発生の防止以外にも、県民の安全で安心な生活の確保に配慮していく必要がある。

このため、設置者が特に配慮しなければならない事項について定め、県として改めて努力義務としたものである。

(3) 守るよう努める事項の概要

守るよう努める事項については、地域住民に対する情報提供、保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築、撤去の適切な実施等としており、これらの太陽光発電施設の安全な導入の促進に関する事項を、規則第4条（設置者が守るよう努める事項）に定めている。

9 第4条 設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ①）

（設置者が守るよう努める事項）

第四条 条例第四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画の作成の初期の段階から、太陽光発電施設を設置する土地の区域に隣接する地域の住民（第三号及び第五号において「地域住民」という。）への十分な情報提供を行う等、当該太陽光発電施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずること。

（１）太陽光発電施設に隣接する地域の住民

設置者が守るよう努める事項について、第一号では、太陽光発電施設に隣接する地域の住民（以下「地域住民」という。）に十分な情報提供を行う等により、太陽光発電施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずることとしている。

ここでいう地域住民については、次の①～④が該当する。

- ①太陽光発電施設に隣接する土地の所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- ②太陽光発電施設に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- ③地元自治会等（太陽光発電施設又はこれに隣接する土地を含む町・字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体）に所属する関係住民
- ④その他、当該太陽光発電施設の状況から必要と認められる者

上記①～③に該当しなくとも、例えば反射光については、太陽光発電施設から離れている地域であっても、反射の状況によっては問題となる可能性がある。その他、太陽光発電施設の下流域に居住する住民から、その設置に対し土砂災害等に対する不安の声があがる可能性もある。

こうした状況に鑑み、太陽光発電施設の設置による影響があると認められる住民から説明等を求められた場合は、設置者は適切に対応することが求められる。

（２）情報提供の方法

地域住民に情報提供を行う具体的な方法は、次の①～③を参考に、太陽光発電施設の規模や地域住民の人数等を勘案し、適切に行うこと。

①説明会の開催

- ・開催場所は、公民館等の地域住民が参集しやすい場所とする。

- ・開催日時は、夜間・休日等、地域住民が参集しやすい日時とする。
- ・開催回数の検討に当たっては、地域住民の人数、開催場所の規模等を考慮する。
- ・説明会の周知は、町内会の回覧、ポスティング等を活用し、漏れなく行う。

②個別説明

- ・個別に住民宅を訪問し、直接説明を行う。
- ・住民が不在の場合にも、平日・休日等に複数回訪問するなど、説明の機会の確保に努める。
- ・どうしても面談ができない場合は、その旨を記録した上で、書面等によるコミュニケーションを図る。

③その他

- ・地元自治会、町内会等の回覧、ポスティング等による情報提供を行う。
- ・事前にホームページアドレス等を周知した上で、インターネットの活用（インターネットの利用が難しい者への対応に留意すること。）を図る。
- ・回覧、ポスティング、インターネット等の活用の際には、問い合わせ先の電話番号等を明示し、地域住民からの質問・申出等に適切に対応できるようにする。

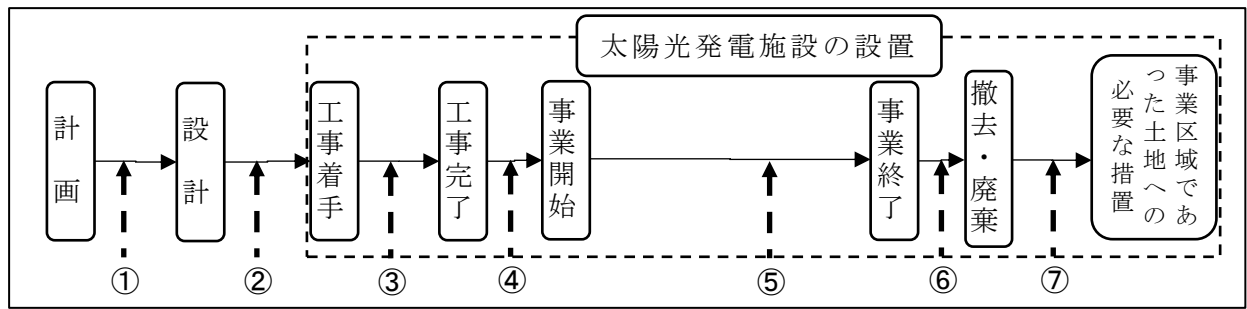
（３）段階ごとの情報提供

地域住民の理解を得るためには、太陽光発電施設の計画段階から施工、事業実施、撤去・廃棄に至るそれぞれの段階で十分に情報提供を行う必要があるので、留意すること。

<段階別の情報提供の例>

- ①事業計画の説明
- ②事業計画の詳細、施工計画等の説明
- ③施工状況の情報提供
- ④事業開始予定の情報提供
- ⑤稼働状況の定期的な情報提供
- ⑥事業終了、撤去計画の情報提供
- ⑦撤去・廃棄状況と事業区域であった土地の措置状況の情報提供

（①～⑦のそれぞれにおいて、地域住民からの申出等があれば、適切に対応）



10 第4条 設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ②）

（設置者が守るよう努める事項）

第四条 （略）

- 二 防災、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適切な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。

（１）適切な土地の選定等

条例では、設置禁止区域及び設置に適さない区域を規定しているが、これらの区域に該当しなくとも、防災、環境保全及び景観保全の観点から適切な土地を選定することが極めて重要である。

（２）防災・環境保全・景観保全

太陽光発電施設の設置に当たっては、法面保護、法面排水、地下水排水、がけ崩れ対策等、利用する土地の形状、形質に対応した適切な設計、措置を行わなければならない。

環境保全に関しては、土砂の流出による地域の水源における水の濁りの防止、動植物について重要種の生育・生息が確認される場合には、その生育群における開発の回避や必要に応じた移植等を行わなければならない。

景観に関しては、自然景観、歴史・文化的景観、眺望景観、町並み景観、田園風景等に配慮しなければならない。

11 第4条 設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ③）

（設置者が守るよう努める事項）

第四条 （略）

- 三 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺の環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。

（１）稼働音・電磁波・反射光等

住宅地等に隣接して設置される太陽光発電施設においては、パワーコンディショナから発せられる稼働音による騒音の他、電磁波による電波障害が発生する可能性があることが指摘されている。

また、太陽電池モジュールからの反射光により、光害が発生する可能性があることが指摘されている。

このため、太陽光発電施設の設計段階において、これらの影響が発生しないよう適切な措置を講ずる必要がある。また、太陽光発電事業を開始した後に、地域住民からこれらの事象に関する申出があった場合、適切に対応する必要がある。

12 第4条 設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ④）

（設置者が守るよう努める事項）

第四条 （略）

四 保守点検及び維持管理に係る実施体制を構築し、これを着実に実施すること。

（１）実施体制の構築

設置者の責務として、太陽光発電施設が防災及び生活環境その他の地域環境に支障を生じさせないように管理する上で、事業の計画段階から、適切な保守点検及び維持管理計画を策定し、それを実施するための体制を構築することを規定している。

再エネ特措法及び同法施行規則においては、適切な保守点検及び維持管理を行う事業計画になっていることが認定の条件となっており、認定申請時に保守点検及び維持管理計画並びに保守点検及び維持管理に係る実施体制図を提出している。よって、再エネ特措法の認定を受けた太陽光発電施設の設置者は、提出した計画及び実施体制により、適切に保守点検及び維持管理を実施すること。

（２）保守点検及び維持管理計画で定めるべき事項の例

①通常の方法

保守点検及び維持管理計画で定めるべき事項としては、以下のような例が挙げられる。（事業計画策定ガイドラインを参照のこと。）

- ・ 保守点検及び維持管理スケジュール
- ・ 保守点検及び維持管理の人員配置・体制計画
 - ア 通常運転時の体制
 - イ 災害発生時の体制
- ・ 保守点検及び維持管理の範囲
- ・ 保守点検及び維持管理の方法
- ・ 保守点検及び維持管理時の安全対策
- ・ 保守点検及び維持管理結果の記録方法 等

②施設が破損した時の管理

強風や大雨等の自然災害により太陽光発電施設が破損した時の修理体制について検討しておくほか、破損した太陽光モジュールの廃棄やリサイクル方法等についても検討しておくこと。

13 第4条 設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ⑤）

（設置者が守るよう努める事項）

第四条 （略）

五 太陽光発電施設の損壊等により地域への被害が発生するおそれがある、又は発生したときは、速やかに当該太陽光発電施設が所在する市町村及び地域住民に連絡するとともに、被害の発生又は被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

（1）地域への被害の防止

自然災害等により太陽光発電施設が損壊等した場合、地域住民を含む第三者が感電したり、漏電により火災が発生したりするおそれがある。このため、設置者は次の点に留意し、体制を整えておく必要がある。

- ・ 太陽光発電施設に異常をきたすような自然災害等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うこと。
- ・ 非常時における地元市町村や地域住民への連絡体制を整備しておくこと。整備に当たっては、規則第4条第1号で定める、地域住民への情報提供等を図る中で併せて連絡方法等を協議しておくこと。
- ・ 自然災害等により太陽光発電施設の損壊や第三者への被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合、可能な限り速やかに現地を確認し、施設外への影響について確認の上、影響が及ばないよう適切に対応すること。
- ・ 地域や周辺住民への被害発生のおそれが生じた、又は現に発生した場合、上記の連絡体制により速やかに連絡を行うこと。また、被害防止及び被害の拡大防止のための措置を講じること。
- ・ 原因究明と再発防止のための措置を行い、その結果は市町村や地域住民等へ情報提供すること。

14 第4条 設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ⑥）

（設置者が守るよう努める事項）

第四条 （略）

六 防災、太陽光発電施設の安全、環境保全、景観保全等に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民への配慮を行うこと。

（１）周辺環境への配慮

太陽光発電事業を継続的かつ適切に実施するためには、太陽光発電施設の安全確保、発電性能維持のみでなく、周辺環境や地域住民に対しても危険が及んだり生活環境を損なったりすることがないように配慮が必要である。

（２）随時確認すべき事項

設置者が随時確認を行うべき事項としては、以下のような例が挙げられる。異常等が確認された場合、適宜対策を講じること。

- ・排水計画や土砂流出の防止対策
- ・市町村、地域住民等への連絡体制
- ・太陽光発電施設の運転状況
- ・太陽光モジュールの設置状況（架台に設置するねじのゆるみ等）
- ・設置した柵塀及び標識の状態 等

15 第4条 設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ⑦）

（設置者が守るよう努める事項）

第四条 （略）

七 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第四項に規定する電気事業者が行う同条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の調達が終了した後も、当該太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業（以下「太陽光発電事業」という。）を継続すること。

（1）発電事業の継続

太陽光発電施設は、適切に運転されれば、再エネ特措法に基づく調達期間（10年又は20年）を終了した後も、必要な設備を更新しつつ、当該施設を活用して発電を継続できると想定されている。

地球温暖化防止に向け、再生可能エネルギーの普及拡大が求められる中、太陽光発電施設についても、適宜設備を更新することなどにより、事業を継続するよう努めることとしている。

16 第4条 設置者の責務（設置者が守るよう努める事項 ⑧）

（設置者が守るよう努める事項）

第四条 （略）

八 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

（1）廃棄物の処理

太陽光発電事業が終了した後、施設の放置や撤去により生じた廃棄物の適正な処理等に対する不安の声が、県民から上がっているところである。

事業者は、廃棄物の処理について関係法令に従い適正な処理を図ることは当然であるが、処理のための廃棄費用についても確保しておく必要がある。

（2）撤去後の土地に対する必要措置

太陽光発電事業が終了し、太陽光発電施設を撤去した後の土地については、基礎等の撤去により地表面の土が掘り起こされ、土砂が流出しやすい状況となることが想定されることから、整地等を十分に行うとともに、排水施設や擁壁等の状況を確認し、周辺地域の安全性の確保に配慮する必要がある。

また、周辺地域の景観との調和や緑地の保全に努める必要がある。

17 第5条 設置禁止区域内への設置

(設置禁止区域内への設置)

第五条 設置禁止区域内においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、規則で定めるところによりあらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、設置許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が知事が別に定める基準に該当すると認めるときに限り、設置を許可するものとする。

3 設置許可には、太陽光発電施設の安全な導入を促進するため必要な限度において、条件を付することができる。

4 知事は、第二項の規定による許可又は不許可の処分をしようとするときは、第十二条第一項に規定する岡山県太陽光発電事業技術審査会の意見を聴かなければならない。

(設置許可の申請)

第五条 設置許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 設置禁止区域の種類及び設置禁止区域に設置する理由

三 太陽光発電施設の所在地

四 発電出力

五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積

六 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項の規定による認定の状況

七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日

八 申請に係る太陽光発電施設の設置に係る法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況

九 前条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

十 条例第五条第二項の知事が別に定める基準（第八条第一項及び第十五条第二項において「設置許可基準」という。）を満たすために講ずる措置の内容

十一 その他知事が必要と認める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設置しようとする太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図

二 土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合に限る。）

三 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）

- 四 排水計画に係る平面図
- 五 太陽光発電施設の構造図
- 六 現況写真
- 七 その他知事が必要と認める書類

(許可を要しない場合)

第六条 条例第五条第一項ただし書の規則で定める場合は、太陽電池モジュール（小規模なものに限る。）が照明、防犯カメラその他の小規模な設備と一体となっている太陽光発電施設（専ら当該設備のために電気を発電するものに限る。）を設置する場合とする。

(1) 設置禁止区域への設置

設置禁止区域内に太陽光発電施設の設置等を行ってはならない。よって、計画の策定等に当たっては、設置禁止区域に該当しない土地を選定する必要がある。

また、仮に設置禁止区域に近接する区域における太陽光発電施設の設置計画を策定しなければならない場合であっても、設置禁止区域に影響を与えない（設置禁止区域における木竹の伐採や土地の形質の変更等を行わない）計画とする必要がある。

こうした対応を行っても、やむを得ない事情により設置禁止区域に太陽光発電施設を設置する必要がある場合には、規則第5条第1項に定める設置許可申請書（様式第1号）を提出し、設置許可基準に該当しているか否かの審査を経て、設置許可を受けなければならない。

(2) 太陽光発電施設の設置許可の基準

太陽光発電施設の設置許可の基準(令和元年岡山県告示第319号)は、次のとおりである。

○設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（告示）

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第五条第二項の知事が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 太陽光発電施設の設置により、設置禁止区域において想定される土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- 二 次のいずれかを満たすと認められること。
 - イ 太陽光発電施設の構造等から、設置禁止区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
 - ロ 設置禁止区域において想定される土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、太陽光発電事業を行う土地の区域が人

家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

（３）設置許可基準の概要

設置許可を受けるためには、上記告示における基準一及び基準二（イ又はロのいずれか）を満たす必要がある。

①「基準一」について

設置禁止区域である砂防指定地、地すべり防止区域等は、砂防法、地すべり等防止法等の他法令により、土砂災害等の発生のおそれがある土地として定められている。

そうした区域に太陽光発電施設の設置等を行う場合、木竹の伐採や土地の形質の変更等に伴い、土砂災害等の発生を助長するおそれがある。

こうした事態の発生を防ぐため、設置者は、土地の状況や設置工事が設置禁止区域に及ぼす影響等などから、当該設置禁止区域に太陽光発電施設を設置しても、土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められる旨を説明する必要がある。

②「基準二 イ」について

設置禁止区域において土砂災害が発生した場合、太陽光発電施設の損壊、崩落、流出等を引き起こし、下流域の住民等に危険を及ぼすおそれがある。

こうした事態の発生を防ぐため、設置者は、防護壁を設置するといった太陽光発電施設の構造等から、設置禁止区域において土砂災害が発生したとしても、太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかである旨を説明する必要がある。

③「基準二 ロ」について

設置禁止区域において土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が発生しても、事業区域が人家、学校、道路等から相当程度離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれ等がない場合が考えられる。

よって、設置者は、土地の状況等から、こうした被害のおそれがない状況に該当する旨を説明する必要がある。

④その他

これら設置許可基準を満たすために必要と考えられる内容を「設置許可基準ガイドライン」に示しているので、参考とすること。ただし、設置許可の判断に当たっては、太陽光発電施設ごとの一件審査を基本とするため、設置許可基準ガイドラインで示す技術的内容を満たしたからといって、それをもって許可基準を満たし、設置が許可されると

いうものではないことに留意すること。

また、設置禁止区域において太陽光発電施設を設置する場合、条例とは別に、砂防法、地すべり等防止法等の他法令による許可が必要な場合があるので、注意が必要である。

（４）許可申請書の提出

①提出先

- ・岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

②提出部数

- ・９部（正本１部、副本８部）

（場合によってこれ以上の部数の提出を求めることがある。）

※ 内訳は、県用８部、市町村用１部であり、申請者は別途控えを保管しておくこと。

③記載事項

- ・規則第５条第１項各号で規定する事項

④添付書類

- ・規則第５条第２項各号で規定する書類

（５）区域の確認方法

設置禁止区域に関する情報は、各担当課ホームページ等に掲載されているので、適宜確認のこと（マニュアル１２～１３ページ参照）。

（６）記載事項

設置許可申請書の記載事項は次のとおりである。なお申請書各欄の記載事項については、別葉としても差し支えない。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ・申請書上部の申請者の記載と一致させること。

②設置禁止区域の種類及び設置禁止区域に設置する理由

- ・該当する設置禁止区域の種類（砂防指定地、地すべり防止区域（国交省所管）等）を記載すること。
- ・設置禁止区域に太陽光発電施設を設置する理由を、できるかぎり具体的に記載すること（付近に電源がなく、研究施設で自家消費するために必要である等）。

③太陽光発電施設の所在地

- ・申請に係る太陽光発電施設を設置する土地の地番を全て記入すること。

④発電出力

- ・各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方を記入すること。また括弧内に太陽光パネルの合計出力を記載すること。

- ⑤太陽光発電事業を行う土地の区域の面積
- ・太陽光発電事業を行う土地の区域の面積は、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する架台等）及びその附帯施設を設置する土地、並びに太陽光を電気に変換する設備等の設置工事に伴い木竹の伐採及び土地の形質を変更した土地の面積を記載すること。
- ⑥再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項の規定による認定の状況
- ・再エネ特措法第9条第4項の規定により経済産業大臣の認定を受けた同条第1項に規定する再生可能エネルギー電気事業計画により設置される太陽光発電施設にあっては「有」の項目の□にレ印を、受けていない場合は「無」の項目の□にレ印を付し、「有」の項目の□にレ印を付したときは、（１）認定状況、（２）系統接続の欄にも記入すること。
- ⑦設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日
- ・設置着手予定日、設置完了予定日、発電開始予定日、撤去終了予定日の4点について記入すること。
 - ・撤去終了予定日は、再エネ特措法に基づく調達期間のみではなく、太陽光パネル等の耐用年数等も考慮すること。
- ⑧申請に係る太陽光発電施設の設置に関係法令（条例を含む。）の手続（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手続の状況
- ・太陽光発電施設の設置に係る関係法令及び条例の手続状況について、別紙1に記入の上、提出すること。
- ⑨前条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容
- ・規則第4条各号に規定する「設置者が守るよう努める事項」を守るために講ずる措置の内容について、別紙2に記入の上、提出すること。
- ⑩条例第五条第二項の知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容
- ・条例第5条第2項の知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容について、別紙3に記入の上、提出すること。
 - ・講ずる措置の内容については、基準を満たすために必要と考えられる技術的基準を具体的に示した「設置許可基準ガイドライン」を参考とすること。
 - ・提出に当たっては、講ずる措置の内容等により基準を満たすと認められる旨の説明を、具体的かつ詳細に記入すること。
- ⑪その他知事が必要と認める事項
- ・県が、申請に係る太陽光発電施設を設置する区域について、個別に判断した上で、必要な事項について別途記入を求めることとし

ているので、当該事項について記入すること。

(7) 添付書類

許可申請書の添付書類について、縮尺や明示すべき事項等の作成に当たり留意する事項は、マニュアル 33～34 ページ「添付書類」を参照すること。

(8) 条例施行前からの既存施設

条例施行前に、設置禁止区域に既に設置している太陽光発電施設については、設置許可は不要である（条例附則第2項（経過措置））。

こうした許可が不要な太陽光発電施設についても、土砂災害のおそれが高くなる区域に設置されているものであるため、条例施行後に施設の増設を行うことは禁止されている。

また、条例の趣旨を踏まえてもやむを得ず増設する必要がある場合は、増設に着手する前に設置許可を受けなければならない。この場合、許可を受ける必要のある太陽光発電施設の範囲は、既設の部分も含めた施設全体である。

(9) 許可条件

知事は、設置許可基準に該当するとして設置許可を行うに当たって、太陽光発電施設の安全な導入を促進するため必要な限度において、条件を付すことができることとしている。

(10) 太陽光発電事業技術審査会の意見聴取

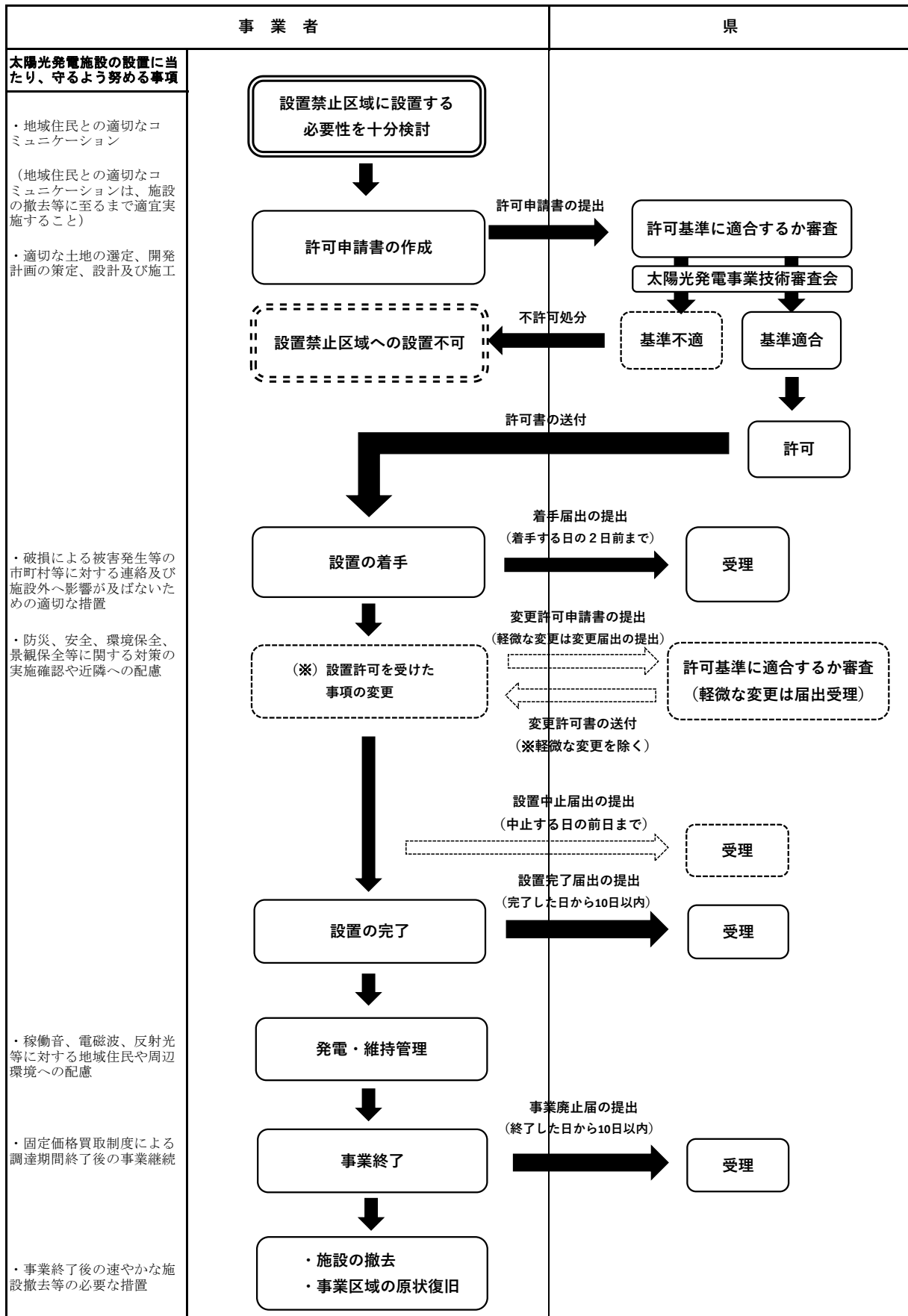
知事は、設置許可の判断を行うに当たって、太陽光発電事業技術審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

必要に応じ、審査会で出された意見や質問に対する回答を申請者に求め、又は、審査会に出席した上で説明することを求めることがある。

(11) 設置許可を要しない場合

この条例が、太陽光発電施設が防災及び生活環境その他の地球環境に及ぼす影響に鑑み、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的としていることを踏まえ、太陽電池モジュールと一体型の製品である屋外照明機器、防犯カメラ、鳥獣害対策電気柵、ポータブル電源等の小規模な設備を設置する場合は、設置許可を要しないこととしている。

設置禁止区域に設置する場合の主な手続きの流れ



(備考)

(※) 「設置許可を受けた事項の変更」については、太陽光発電施設の設置完了後、太陽光発電事業を行う期間についても変更の都度、変更許可申請書（軽微な変更の場合は、変更届出）を提出すること。

○添付書類

許可申請書に添付する書類は以下のとおり（規則第5条第2項各号）。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1 位置図	1/10,000 以上	1 方位 2 事業区域の位置 3 周辺の土地利用及び地形の状況 4 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 5 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路 6 関係法令に基づく規制区域等	・事業区域を赤色で囲むこと ・設置禁止区域又は設置に適さない区域を明示すること
2 事業区域図	1/2,500 以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 土地の形状 4 県界及び市町村界 5 市町村の区域内の町、字等の境界 6 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称	・事業区域を赤色で囲むこと ・設置禁止区域又は設置に適さない区域を明示すること
3 配置図	1/1,000 以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 道路及び目標となる地物 4 工作物の位置、形状及び寸法 5 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 6 事業区域内の植栽計画 7 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状	・事業区域を赤色で囲むこと ・設置禁止区域又は設置に適さない区域を明示すること
4 土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図（土地の形質の変更を行う場合に限る。）	1/1,000 以上	1 方位 2 事業区域の境界 3 切土又は盛土（以下、「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 4 切土等を行った後の地盤面の計画高 5 崖又は擁壁の位置 6 法面の保護の方法 7 縦横断線の位置	・事業区域を赤色で囲むこと ・設置禁止区域又は設置に適さない区域を明示すること

5 土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした縦横断面図 (土地の形質の変更を行う場合に限る。)	1/1,000 以上	1 事業区域の境界 2 切土等を行う前後の地盤面 3 崖又は擁壁の位置 4 法面の保護の方法	・設置禁止区域又は設置に適さない区域の境界を明示すること
6 擁壁の構造図 正面図 平面図 側面図 断面図 配筋図 (擁壁を設置する場合に限る。)	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種別及び寸法 3 裏込めコンクリートの寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 6 擁壁を設置する前後の地盤面 7 基礎地盤の地質 8 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
7 排水計画に係る平面図	1/500 以上	1 排水区域の区域界 2 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口位置及び放流先の名称	
8 太陽光発電施設の構造図 正面図 平面図 側面図 断面図	1/50 以上	1 太陽光発電施設の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 2 基礎ぐいを含めた太陽光発電施設の断面	・太陽光発電施設と設置する土地との状況(斜面の角度、基礎ぐいの長さ等)を明示すること
9 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真	
10 その他知事が必要と認める書類		太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等	

18 第5条 設置禁止区域内への設置（設置許可の変更）

（設置禁止区域内への設置）

第五条 （略）

- 5 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による変更の許可について準用する。ただし、第四項の規定は、規則で定める変更については、準用しない。
- 7 設置許可を受けた者は、第五項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（許可事項の変更申請）

第七条 設置者は、条例第五条第五項本文の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 変更に係る事項
- 三 変更の理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

（設置許可に係る軽微な変更）

第八条 条例第五条第五項ただし書の規則で定める軽微な変更は、第五条第一項第一号（設置許可を受けた者の変更を除く。）、第二号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る変更並びに変更後においても設置許可を受けた太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかな変更とする。

- 2 設置者は、条例第五条第七項の規定による軽微な変更の届出をしようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。

（岡山県太陽光発電事業技術審査会の意見を聴くことを要しない変更）

第九条 条例第五条第六項ただし書ので規則で定める変更は、第五条第一項第一号に掲げる事項に係る変更（設置許可を受けた者の変更に限る。）とする。

（1）変更許可

設置許可を受けた設置者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければならない。

許可を受けた事項の変更には、所在地や発電出力の変更の他、太陽光発電施設の増設（マニュアル4ページ参照）、移転、修理、改造、太陽電池モジュールの撤

去等も該当する。これは、設置許可に当たっては、添付書類により、設置禁止区域における太陽電池モジュールの配置やその他の状況を確認しているところ、増設、移転、修理、改造、太陽電池モジュールの撤去等によりその配置や状況等が変更される場合は、改めてその内容を確認する必要があるからである。

ただし、規則で定める軽微な変更については、変更後遅滞なく届け出ればよいこととしている。これは、太陽光発電施設の安全性に影響を及ぼさない変更について、事前に許可する必要ではなく、変更内容を把握すれば足りるためである。

なお、変更に際しても、条例第4条第2項にある地域住民に対する情報提供、保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築等、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関して規則で定める事項を守るよう努めなければならないので留意が必要である。

（２）変更許可の条件等

変更許可の申請があった場合においては、設置許可と同様に、当該申請に係る太陽光発電施設が、知事が別に定める基準（令和元年岡山県告示第319号）に該当すると認めるときに限り、申請を許可する。

変更許可の判断に当たっては、設置許可時と同様に太陽光発電事業技術審査会の意見聴取を行うが、設置許可を受けた者の変更（太陽光発電事業を他者に譲渡する場合等）のみの場合は、意見聴取は行わない。

また、変更許可に当たっても、太陽光発電施設の安全な導入を促進するために必要な限度において、条件を付することができることとしている。

（３）変更許可申請書

変更許可に当たっては、変更許可申請書（様式第2号）を提出しなければならない。また、当該申請書の提出に際しては、変更しようとする部分を明確にした書類を添付しなければならない。

なお、書類の添付に際して、変更部分が設置禁止区域にわたる場合は、添付書類に変更部分と設置禁止区域の関係を明確に記載すること。

（４）軽微な変更等

規則第5条第1項第1号（設置許可を受けた者の変更を除く。）、第2号及び第6号から第9号までに掲げる事項並びに変更後においても条例第5条第2項に規定する知事が別に定める基準に該当することが明らかな変更については、届出で足りることとしている。

知事が別に定める基準（令和元年岡山県告示第319号）に該当することが明らかな場合とは、設置禁止区域以外の区域における、設置禁止区域に影響を及ぼさない設備の撤去などが考えられる。変更後においても設置許可基準に該当することが明らかな場合に該当するか否かについては、必ず事前に県に相談すること。

なお、これらの場合も、設置者は、変更後遅滞なく変更届出書を提出しなければならない。

（５）条例施行前からの既存施設の変更

変更許可申請が必要なのは、設置許可を受けた者が、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときであるから、設置禁止区域に設置してあるとしても、条例施行前又は設置禁止区域の指定前に設置済みの太陽光発電施設は、許可申請は不要である。

ただし、これらの太陽光発電施設が、条例施行後又は設置禁止区域の指定後に増設する場合は、増設の許可申請書（様式第６号）が必要なので留意のこと。

（６）変更許可等の内容

変更事項ごとの変更許可と変更届出の区分は次のとおりである。また、主な変更事項における留意事項を記載しているので、参照のこと。

<変更許可・届出の区分別の整理表>

変更事項	変更許可	変更届出	規則第五条第一項
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	一号 ※設置許可を受けた者の変更は要変更許可
設置禁止区域の種類と設置する理由		○	二号
太陽光発電施設の所在地	○		三号
発電出力	○		四号
太陽光発電事業を行う土地の区域の面積	○		五号
再エネ特措法第９条第４項の規定による認定の状況		○	六号
設置の着手及び完了年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日		○	七号
申請に係る太陽光発電施設の設置に関係法令（条例を含む。）の手續（第６号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況		○	八号
規則第４条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容		○	九号
条例第５条第２項の知事が別に定める基準（第７条第１項において「設置許可基準」という。）を満たすために講ずる措置の内容	○		十号
その他知事が必要と認める事項	○		十一号
添付書類	○		
変更後においても設置許可基準に該当することが明らかな変更		○	

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

設置者の転居による住所の異動、法人の名称の変更等については、許可事項の軽微な変更の届出書（様式第3号）の提出で足りる。

一方、設置許可を受けた者の変更（太陽光発電事業を他者に譲渡することにより、設置者の氏名及び住所が変更になる場合等）は、変更許可が必要となる。これは、新たな設置者について、設置許可に当たっての条件等を遵守する等の確認が必要であるからである。

また、この場合は、設置許可を受けた者の変更を証する書類（事業譲渡の場合、事業の譲渡を証明する譲渡契約書、譲渡証明書等）を添付すること。

②太陽光発電施設の所在地

太陽光発電施設を設置する土地の地番について、増減がある場合、変更許可が必要である。

地番が減少する場合であっても変更許可が必要なのは、地番の減少による設置禁止区域への影響等の有無を確認する必要があるためである。

③発電出力

太陽光モジュールを増加又は減少させることなどにより発電出力を変更する場合は、変更許可が必要である。発電出力が減少する場合であっても変更許可が必要なのは、太陽電池モジュールの移転、撤去等による設置禁止区域への影響等の有無を確認する必要があるためである。

④太陽光発電事業を行う土地の区域の面積

事業区域の面積が変更になる場合、面積の増減に関わらず、変更許可が必要である。これは、事業区域の面積が減少した場合であっても、設置禁止区域への影響等の有無を確認する必要があるためである。

⑤条例第5条第2項の知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容

設置許可を受けるためには設置許可基準（令和元年岡山県告示第319号）を満たす必要があるが、そのために講ずる措置の内容を変更する場合、変更許可が必要である。

⑥その他知事が必要と認める事項

その他、申請に係る太陽光発電施設を設置する区域について、個別に判断した上で、必要な事項について別途記入を求めることとしているが、当該事項について変更する場合、変更許可が必要である。

⑦添付書類

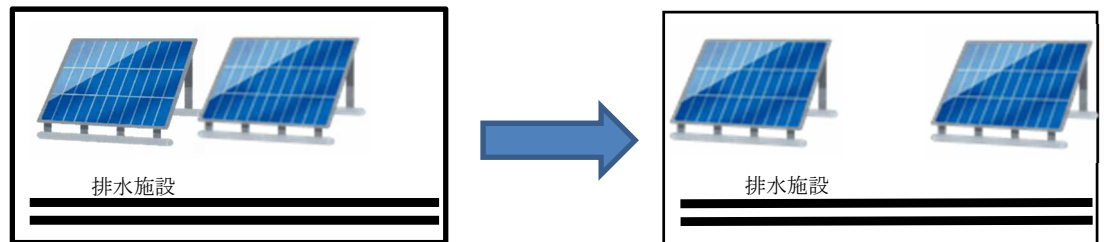
規則第5条第2項に定める許可申請書に添付する書類(マニュアル 33～34 ページ参照)のみを変更する場合も、変更許可が必要である。たとえば、設置許可基準を満たすために講ずる措置の内容として申請書に記載している内容に変更はないが、講ずる措置の図面の一部だけが変わる場合等が考えられる。そうした場合にも変更許可が必要なのは、変更後の図面の内容が設置許可基準を満たすために講ずる措置として適切か等を確認する必要があるためである。

例) ア 排水施設を設置することは変わらないが、設置場所が変わる。

→添付書類の変更(事前に変更申請)

※排水施設の位置が適切かや、流量計算等の審査が必要。

イ パネルの配置を変える。



→変更後も設置許可基準に該当することが明らかな変更(事後の変更届)

※パネル配置の変更により排水施設の流量等にも影響がある場合は「添付書類の変更」として事前に変更申請が必要。

●「変更後も設置許可基準に該当することが明らかな変更」に該当するかは、設置者が安易に判断することなく、必ず事前に県に相談すること。

19 第5条 設置禁止区域内への設置（設置許可に係るその他の届出）

（設置許可に係るその他の届出）

第十二条 設置許可（条例第五条第十項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可及び条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定による許可を含む。以下この条及び次条において同じ。）を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置に着手しようとするときは、着手する日の二日前までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 着手予定年月日

2 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置が完了したときは、完了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 完了年月日

3 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置を中止しようとするときは、中止しようとする日の前日までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 中止予定年月日

4 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電事業を終了したときは、終了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 終了年月日

四 第四条第八号に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

（1）設置の着手の届出

設置禁止区域に太陽光発電施設を設置する許可を受けた者（「設置許可を受けた者」という。以下同じ）は、設置に着手する2日前までに、設置の着手の届出を行わなければならない（様式第4号）。

（2）設置の完了の届出

設置許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置が完了したときは、完了した日から10日以内に完了の届出を行わなければならない（様式第4号）。完了の届出

には、設置した太陽光発電施設の外観写真と、マニュアル 42 ページに記載する標識の写真を添付すること。

また、完了の届出が提出された後、県が現地確認を行うことがあるので、対応すること。

(3) 設置の中止の届出

設置許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置を中止しようとするときは、中止しようとする日の前日までに設置の中止の届出を行わなければならない（様式第 4 号）。

(4) 事業終了の届出

設置許可を受けた者は、設置許可に係る太陽光発電事業を終了したときは、終了した日から 10 日以内に事業終了の届出を行わなければならない（様式第 5 号）。

この際、条例第 4 条第 2 項に規定する事項を守るために講ずる措置の内容（規則第 4 条第 8 号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載する必要があるので、留意のこと。

20 第5条 設置禁止区域内への設置（標識の設置）

（標識の設置）

第十三条 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置等を行っている期間中、当該設置許可を受けた場所に次に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

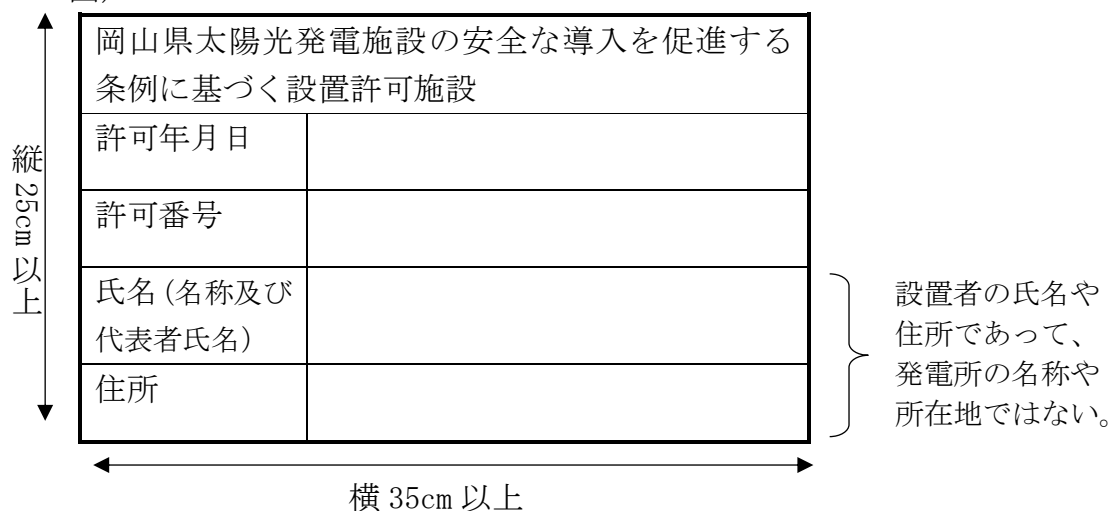
（１）標識の設置

設置許可を受けた者は、太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業を行っている期間中、標識を設置しなければならない。これは、設置禁止区域に設置する上で、設置許可を受けた太陽光発電施設であることを明示しておく必要があるためである。

（２）標識設置の注意点

- ①標識は、太陽光発電施設の設置の着手後、すみやかに設置すること。
- ②風雨により劣化・風化し文字が消えることがないように適切な材料を用いること。
- ③標識の設置については、下記のイメージ図に準じた標識を設置すること。
- ④発電施設又は発電施設を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。
- ⑤強風等で標識が外れないように設置すること。

（イメージ図）



（３）標識の取り外し

次の場合は、速やかに標識を取り外すこと。

- ①太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業を終了した時
- ②土地の区域が変更され、設置場所が設置禁止区域ではなくなった時
- ③設置許可を取り消された時

21 第5条 設置禁止区域内への設置（禁止区域が変更された時の取扱い）

（設置禁止区域内への設置）

第五条 （略）

- 9 第一項の規定は、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内にあることとなる前に新設又は増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。以下同じ。）に着手した太陽光発電施設には、適用しない。
- 10 第一項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける太陽光発電施設を当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内にあることとなった後に増設する場合について準用する。
- 11 設置許可（第八項の規定による協議の成立を含む。）は、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該設置許可に係る太陽光発電施設の全部が設置禁止区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該太陽光発電施設（発電出力が五十キロワット以上のものに限る。）の全部又は一部がなお設置に適さない区域内にあることとなるときは、当該太陽光発電施設について次条第二項の規定による届出（第八項の規定の適用がある場合にあっては、同条第四項の規定による通知）があったものとみなす。

（設置禁止区域内にあることとなった後の増設の許可の申請）

第十一条 条例第五条第十項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）設置禁止区域として定めた土地の区域の変更

設置禁止区域として定めた砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域は、それぞれの法令に基づき、大臣告示（官報に掲載）又は県告示（県公報に掲載）により区域の指定及び解除がなされる。

設置禁止区域についても、特段の手続を行うことなく、それぞれの告示が行われた時点で、設置禁止区域である土地の区域が増減することになり、これが「設置禁止区域として定めた土地の区域が変更された」場合となる。

（2）区域変更に対する対応

設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内となる前に、設置の工事に着手している太陽光発電施設については、設置許可を受ける必要はない。（工事着手の考え方は、マニュアル6ページを参照。）

ただし、この場合であっても当該太陽光発電施設を設置禁止区域の指定後に増

設しようとするときは、設置許可に準じた増設についての許可（様式第6号）が必要となる。

次に、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより、太陽光発電施設の全部が設置禁止区域内でなくなったときは、条例第5条第1項ただし書の許可は失効する。

設置禁止区域内でなくなり、かつ設置に適さない区域にも該当しないときは、当該太陽光発電施設については、条例第7条（立入調査等）から第11条（公表）までに定める監督処分等の対象から外れることになる。

なお、この場合でも、条例第4条（設置者の責務）の規定は引き続き適用される。

（3）設置禁止区域から設置に適さない区域になった場合の対応

設置禁止区域として定めた砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域については、土砂災害警戒区域と重複して指定されることがある。また、土砂災害特別警戒区域は土砂災害警戒区域のうち、特に危険度が高い土地が指定される。

このため、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定が解除された土地が土砂災害警戒区域に指定されていた場合、又は土砂災害特別警戒区域の指定が解除され土砂災害警戒区域となった場合には、設置禁止区域内に設置されていた太陽光発電施設が、引き続き設置に適さない区域内に残るという事態が発生しうる。

このような場合、当該太陽光発電施設について、特段の手続を求めることなく、発電出力 50 kW以上の施設については条例第6条第2項の届出があったものとみなす（通常、設置に適さない区域に太陽光発電施設を設置する場合、発電出力 50 kW以上の施設については届出が必要。）ことにより、引き続き、設置に適さない区域内に設置された施設として、条例の関係規定を適用するものである。

区域変更後に増設する場合の許可申請・届出について



設置禁止区域



設置に適さない区域

変更前		変更後	区域変更時の 許可申請・届出		増設	増設後の 許可申請・届出
太陽光発電施設	→	太陽光発電施設 	許可不要	→	太陽光発電施設 拡張部分	施設全体の許可 → 増設の許可申請書 (様式第6号)
太陽光発電施設 50kw以上	→	太陽光発電施設 50kw以上 	届出不要	→	太陽光発電施設 50kw以上 拡張部分	施設全体の届出 → 増設の届出書 (様式第11号)
太陽光発電施設 50kw未満	→	太陽光発電施設 50kw未満 	届出不要	→	拡張後 50kw以上 太陽光発電施設 50kw未満 拡張部分	施設全体の届出 → 増設の届出書 (様式第10号)
太陽光発電施設	→	太陽光発電施設 	届出不要	→	拡張後 50kw未満 太陽光発電施設 拡張部分	50kw未満のため、 届出不要
太陽光発電施設 50kw以上 	→	太陽光発電施設 50kw以上 	届出があったものとみなす	→	太陽光発電施設 50kw以上 拡張部分	届出事項の変更 → 届出事項の変更の届出書(事前届出) (様式第8号)
太陽光発電施設 30kw 	→	太陽光発電施設 30kw 	許可失効	→	太陽光発電施設 30kw 拡張部分 20kw	施設全体の届出 → 設置届出書 (様式第7号)
太陽光発電施設 30kw 	→	太陽光発電施設 30kw 	許可失効	→	太陽光発電施設 30kw 拡張部分 15kw	50kw未満のため、 届出不要
太陽光発電施設 	→	太陽光発電施設	許可失効	→	太陽光発電施設 拡張部分	不要
太陽光発電施設 50kw以上 	→	太陽光発電施設 50kw以上 	許可不要	→	太陽光発電施設 50kw以上 拡張部分	施設全体の許可 → 増設の許可申請書 (様式第6号)
太陽光発電施設 50kw未満 	→	太陽光発電施設 50kw未満 	許可不要	→	太陽光発電施設 50kw未満 拡張部分	施設全体の許可 → 増設の許可申請書 (様式第6号)

22 第6条 設置に適さない区域内への設置

(設置に適さない区域内への設置)

第六条 設置に適さない区域内において太陽光発電施設を設置しようとする者は、当該太陽光発電施設が前条第二項の知事が別に定める基準を満たすものとなるよう、自ら必要な措置を講じなければならない。

2 設置に適さない区域内において、発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を設置しようとする者又は既に設置されている発電出力が五十キロワット未満の太陽光発電施設を五十キロワット以上に増設しようとする者は、当該設置又は増設に着手する六十日前までに前項の規定により講ずる措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3～4 略

5 前各項の規定は、設置に適さない区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置に適さない区域内にあることとなる前に新設又は増設に着手した太陽光発電施設（前条第十一項後段の規定により届出があったものとみなされたものを除く。）には、適用しない。

6 第一項から第三項までの規定は、前項の規定の適用を受ける発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置に適さない区域内にあることとなった後に増設する場合について準用する。

(設置に適さない区域内への設置の届出)

第十四条 条例第六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 設置に適さない区域に設置する理由
- 三 太陽光発電施設の所在地
- 四 発電出力
- 五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積
- 六 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項の規定による認定の状況
- 七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日
- 八 申請に係る太陽光発電施設の設置に係る法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況
- 九 第四条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容
- 十 その他知事が必要と認める事項

- 2 条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書に第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(設置に適さない区域内にあることとなった後の増設の届出)

第十六条 条例第六条第六項の規定により準用する同条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 設置者が自ら講ずる措置

設置に適さない区域として定めた土砂災害警戒区域は、土砂災害等の発生のおそれがあるとされている土地の区域である。このため、太陽光発電施設の設置について、設置許可までは求めないものの、許可の基準と同じ基準を満たすよう、設置する者が自ら必要な措置を講じなければならないと規定している。

この許可の基準については、マニュアル 27 ページ以降に記載しているので、措置を講ずるに当たって確認すること。また、設置許可基準を満たすために必要と考えられる内容を「設置許可基準ガイドライン」に示しているので、参考とすること。

なお、条例第6条第1項は、出力規模を問わず、設置に適さない区域内に設置される全ての太陽光発電施設に対して適用されるが、そのうち設置の届出が必要な施設は、発電出力が 50 kW以上の施設に限られる。

(2) 発電出力の考え方

太陽光発電施設の発電出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力いずれか小さい方の値で判断する。

パワーコンディショナを複数台設置する場合の出力については、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値で判断する。

(例) 以下のような施設の場合の発電出力は、50 kWとなる

	系列 1	系列 2	系列 3
太陽光パネルの出力	15 kW	20 kW	25 kW
パワーコンディショナの出力	20 kW	15 kW	20 kW

(3) 区域の確認方法

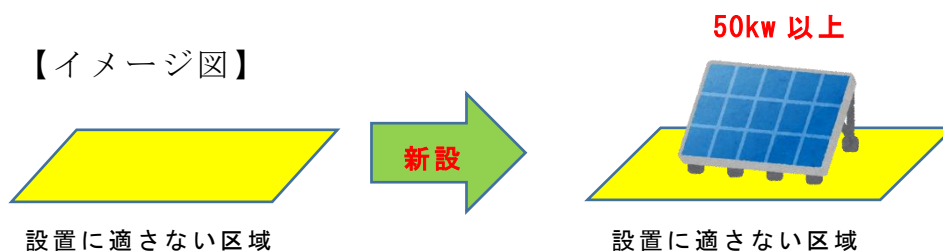
設置に適さない区域の確認方法は、マニュアル 12～13 ページを参照すること。

(4) 設置に適さない区域への設置

設置に適さない区域において、太陽光発電施設を設置（次の①又は②に該当する場合）しようとする者は、60 日前までに県へ届出を行わなければならない。（様式第 7 号）

① 50 kW 以上の太陽光発電施設を新設する場合

【イメージ図】



② 設置済みの 50 kW 未満の太陽光発電施設を 50 kW 以上に増設する場合

※ 太陽光発電施設の増設の定義については、マニュアル 4 ページを参照のこと

【イメージ図】



(5) 設置届出書の提出

① 提出先

- ・岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

② 提出部数

- ・9 部（正本 1 部、副本 8 部）

（場合によってこれ以上の部数の提出を求めることがある。）

※ 内訳は、県用 8 部、市町村用 1 部であり、届出者は別途控えを保管しておくこと。

③ 記載事項

- ・規則第 14 条第 1 項各号で規定する事項

④ 添付書類

- ・規則第 5 条第 2 項各号で規定する書類（規則第 14 条第 2 項により準用）

(6) 記載事項・添付書類

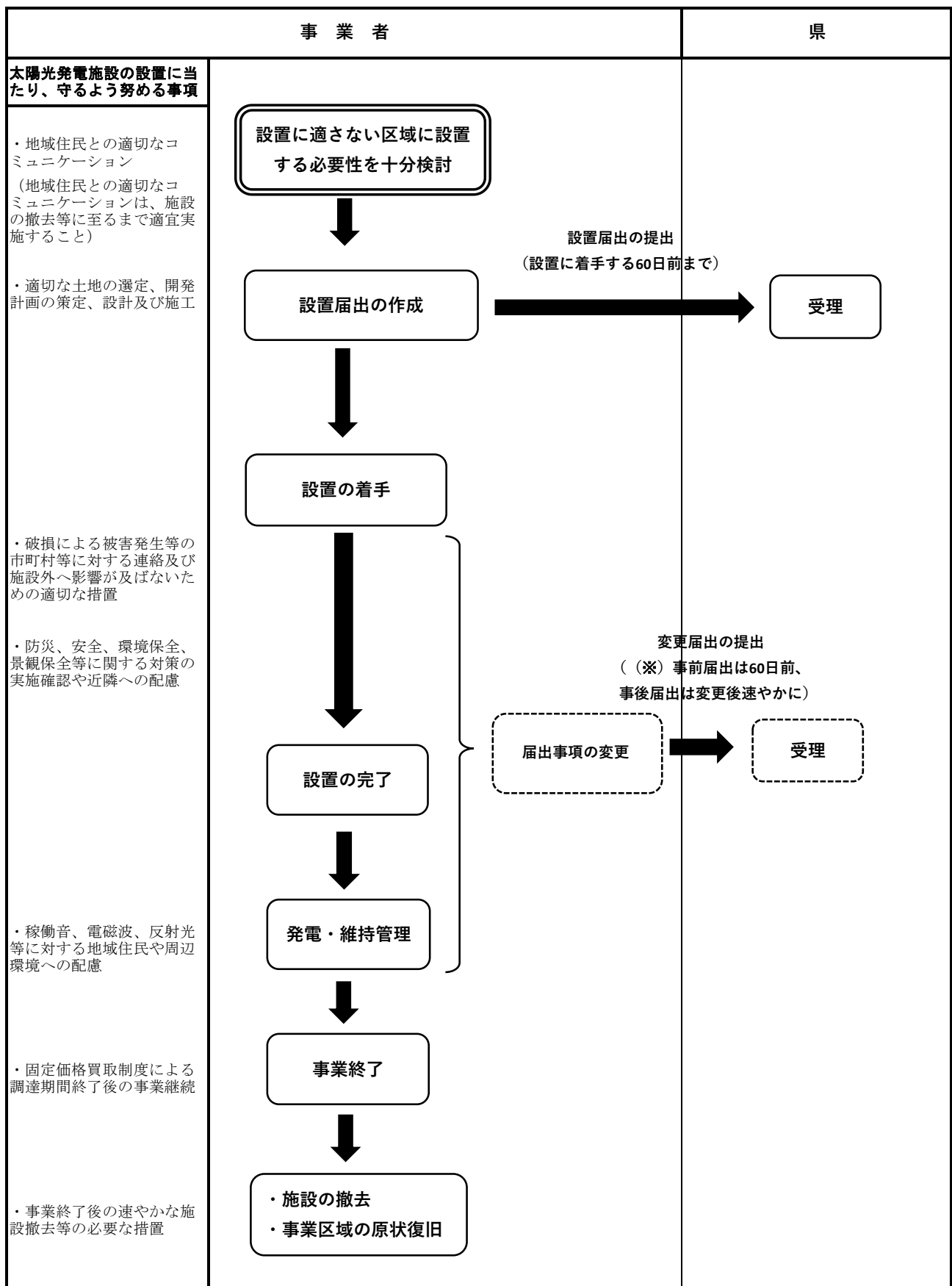
設置届出書の記載事項及び添付書類は、設置許可申請書と基本的に同一である。(マニュアル 29 ページ以降参照)

(7) 区域の変更前に設置した施設の増設

設置に適さない区域に該当しない区域で、新設又は増設に着手した 50 kW以上の太陽光発電施設が、その後区域が変更されたことにより、設置に適さない区域内に該当することとなったとしても、届出は要しない。

ただし、そのような届出を要せずに設置された太陽光発電施設を設置に適さない区域の指定後に増設する場合には、増設の届出を要するので留意すること(様式第 11 号)。

設置に適さない区域に設置する場合の主な手続きの流れ



(備考)

(※) 届出事項のうち、設置者の住所・名称(譲渡等による設置者の変更を除く)、太陽光発電施設の所在地、発電出力、面積を変更する場合は30日前、着手年月日・完了年月日・撤去完了年月日を変更する場合は10日前までに事前届出を行うこと。

23 第6条 設置に適さない区域内への設置（設置届出の変更）

（設置に適さない区域内への設置）

第六条 （略）

- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

（設置に適さない区域内への設置に係る届出事項の変更）

第十五条 設置者は、条例第六条第三項の規定により同条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出をしようとするときは、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて、当該変更に着手する六十日前（前条第一項第一号、第三号、第四号又は第五号に係る変更にあつては三十日前、第七号に係る変更にあつては十日前）までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設置者は、条例第六条第二項の規定により届出に係る事項（前条第一項第一号（条例第六条第二項の規定による届出を行った者の変更を除く。）、第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げるもの並びに変更後においても届出をした太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかなものに限る。）の変更をしたときは、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて速やかに知事に提出しなければならない。

（1）設置届出の変更

設置に適さない区域内への設置の届出や増設の届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、変更に着手する 60 日前までにその旨を知事に届け出なければならない。

届出事項の変更には、所在地や発電出力の変更の他、太陽光発電施設の増設（マニュアル4 ページ参照）、移転、修理、改造、太陽電池モジュールの撤去等も該当する。これは、設置届出に当たっては、添付書類により、設置に適さない区域における太陽電池モジュールの配置やその他の状況を確認しているところ、増設、移転、修理、改造、太陽電池モジュールの撤去等によりその配置や状況等が変更される場合は、改めてその内容を確認する必要があるからである。

ただし、（3）で記載する変更については、変更後速やかに届け出ればよいこととしている。これは、太陽光発電施設の安全性に影響を及ぼさない変更については、事前に確認する必要までではなく、変更内容を把握すれば足りるためである。

なお、「規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。」として、軽微な変更については届出不要としているが、現状、規則で定めていないため、該当事項はない。

変更の際しても、条例第4条第2項にある地域住民に対する情報提供、保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築等、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関して規則で定める事項を守るよう努めなければならないので留意が必要である。

(2) 届出事項の変更の届出書（事前届出）

変更にあたっては、届出事項の変更の届出書（事前届出）（様式第8号）を提出しなければならない。また、当該届出書の提出に際しては、変更しようとする部分を明確にした書類を添付しなければならない。

なお、書類の添付に際して、変更部分が設置に適さない区域にわたる場合は、添付書類に変更部分と設置に適さない区域の関係を明確に記載すること。

(3) 届出事項の変更の届出書（事後届出）

届出事項の変更のうち、規則第14条第1項第1号（条例第6条第2項の規定による届出を行った者の変更を除く。）、第2号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項並びに変更後においても届出をした太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかな事項については、届出事項の変更の届出書（事後届出）（様式第9号）を変更後速やかに提出すれば足りることとしている。

この場合も、当該届出書の提出に際しては、変更しようとする部分を明確にした書類を添付しなければならない。

また、書類の添付に際して、変更部分が設置に適さない区域にわたる場合は、添付書類に変更部分と設置に適さない区域の関係を明確に記載すること。

なお、変更後においても設置許可基準に該当することが明らかな場合に該当するか否かについては、必ず事前に県に相談すること。

(4) 条例施行前からの既存施設等の変更

変更届出が必要なのは、届出をした者が、当該届出に係る事項を変更しようとするときであるから、設置に適さない区域に設置してあるとしても、設置届出書の提出の必要のない次の施設については、変更届出も不要である。

①発電出力 50 kW未満の施設

②条例施行前又は設置に適さない区域の指定前に設置済みの太陽光発電施設

ただし、これらの太陽光発電施設を増設する場合は、次の区分により増設の届出書が必要なので留意のこと。

ア 発電出力 50 kW未満の太陽光発電施設を 50 kW以上に増設する場合

→ 増設の届出書（様式第10号）

イ 条例施行前又は設置に適さない区域の指定前に設置済みの発電出力 50 kW以上の太陽光発電施設を、条例施行後又は設置に適さない区域の指定後に増設する場合

→ 増設の届出書（様式第11号）

（５）変更届出等の内容

変更事項ごとの事前届出と事後届出の区分は次のとおりである。また、主な変更事項における留意事項を記載しているので、参照のこと。

<届出事項の変更の届出の区分別の整理表>

変更事項	事前 届出	事後 届出	届出 不要	規則第十四条 第一項
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○ 30 日前	○		一号 ※設置届出を行った者の変更は事前届出
設置に適さない区域に設置する理由		○		二号
太陽光発電施設の所在地	○ 30 日前			三号
発電出力	○ 30 日前			四号
太陽光発電事業を行う土地の区域の面積	○ 30 日前			五号
再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定の状況		○		六号
設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日	○ 10 日前			七号
申請に係る太陽光発電施設の設置に係る法令（条例を含む。）の手續（第 6 号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況		○		八号
規則第 4 条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容		○		九号
条例第 5 条第 2 項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容	○ 60 日前			(条例第 6 条第 1 項)
その他知事が必要と認める事項	○ 60 日前			十号
添付書類	○ 60 日前			
変更後においても設置許可基準に該当することが明らかな変更		○		

※ 条例では、「規則で定める軽微なもの」については届出不要とすることができるが、現在において当該事項については定めていない。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

設置者の転居による住所の異動、法人の名称の変更等については、届出事項の変更の届出書（事後届出）（様式第9号）の提出で足りる。

一方、設置届出を行った者の変更（太陽光発電事業を他者に譲渡等することにより、設置者の氏名及び住所が変更になる場合等）は、届出事項の変更の届出書（事前届出）（様式第8号）を変更の30日前までに提出する必要がある。これは、新たな設置者について、設置届出の内容を遵守する等の確認が必要であるからである。

また、この場合は、設置届出を行った者の変更を証する書類（事業譲渡の場合、事業の譲渡を証明する譲渡契約書、譲渡証明書等）を添付すること。

②太陽光発電施設の所在地

太陽光発電施設を設置する土地の地番について、増減がある場合、届出事項の変更の届出書（事前届出）（様式第8号）を変更する30日前までに提出する必要がある。

地番が減少する場合であっても事前届出が必要なのは、地番の減少による設置に適さない区域への影響等の有無を確認するためである。

③発電出力

太陽光モジュールを増加又は減少させることなどにより発電出力を変更する場合、届出事項の変更の届出書（事前届出）（様式第8号）を変更する30日前までに提出する必要がある。

発電出力が減少する場合であっても事前届出が必要なのは、太陽電池モジュールの移転、撤去等による設置に適さない区域への影響等の有無を確認するためである。

④太陽光発電事業を行う土地の区域の面積

事業区域の面積が変更になる場合、面積の増減に関わらず、届出事項の変更の届出書（事前届出）（様式第8号）を変更する30日前までに提出する必要がある。

事業区域の面積が減少する場合であっても事前届出が必要なのは、事業区域の面積の減少による設置に適さない区域への影響等の有無を確認するためである。

⑤設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日

設置の着手及び完了、発電の開始並びに撤去の終了の予定日を変更する場合、届出事項の変更の届出書（事前届出）（様式第8号）を、変更する10日前までに提出する必要がある。

特に、設置の着手予定日が変わる場合は、変更後の着手予定日から起算

して、当初の設置届出が 60 日前までに届け出られていたかどうかを確認することになる。

なお、設置許可が必要な太陽光発電施設は、設置の着手及び完了、発電の開始及び撤去の終了の予定日を変更する場合、変更後の届出でよいこととしている。これは、設置許可が必要な太陽光発電施設は、設置に着手する日の 2 日前までにその旨の届出書が必要であるなど、別に一定の対応を求めていること等による。

⑥条例第 5 条第 2 項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容

設置届出に際しては、設置許可基準(令和元年 7 月 5 日岡山県告示第 319 号)を満たすものとなるよう、自ら必要な措置を講じなければならないが、この講ずる措置の内容を変更する場合、届出事項の変更の届出書(事前届出)(様式第 8 号)を変更する 60 日前までに提出する必要がある。

⑦その他知事が必要と認める事項

その他、届出に係る太陽光発電施設を設置する区域について、個別に判断した上で、必要な事項について別途記入を求めることとしているが、当該事項について変更する場合、届出事項の変更の届出書(事前届出)(様式第 8 号)を変更する 60 日前までに提出する必要がある。

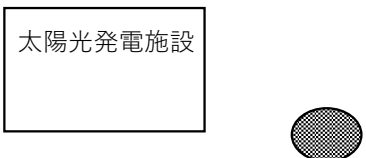
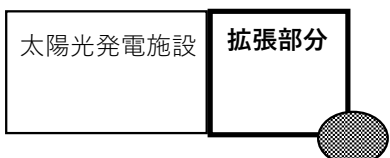
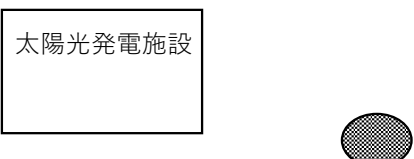
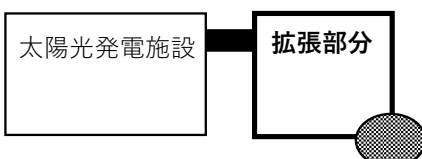
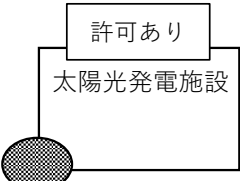
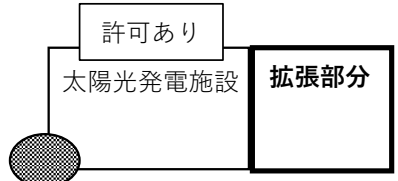
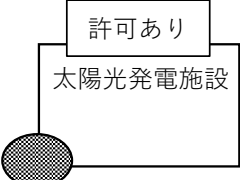
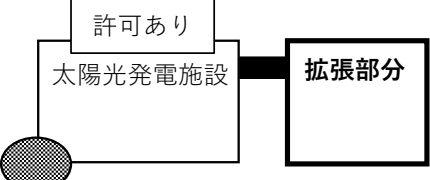
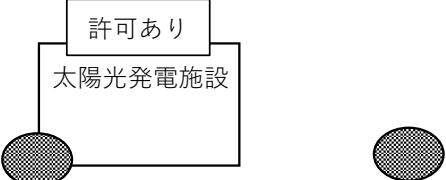
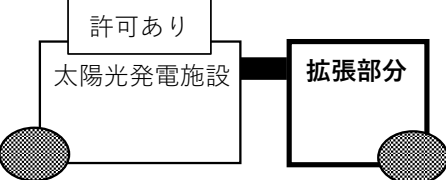
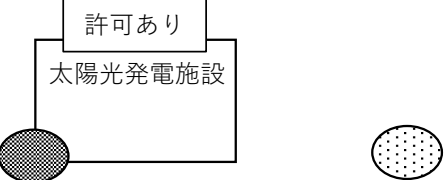
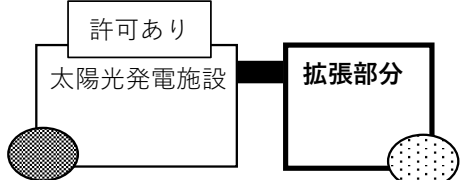
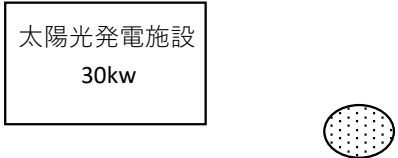
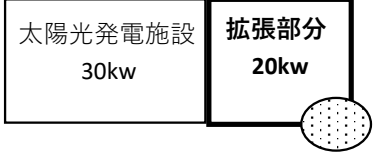
⑧添付書類

規則第 5 条第 2 項に定める設置届出書に添付する書類(マニュアル 33～34 ページ参照)のみを変更する場合も、届出事項の変更の届出書(事前届出)(様式第 8 号)を、変更する 60 日前までに提出することが必要である。たとえば、設置許可基準を満たすために講ずる措置の内容として届出書に記載している内容に変更はないが、講ずる措置の図面の一部だけが変わる場合等が考えられる。そうした場合にも事前届出が必要なのは、変更後の図面の内容が設置許可基準を満たすために講ずる措置として適当か等を確認する必要があるためである。

なお、「添付書類の変更」と、事後届出で足りる「変更後においても設置許可基準に該当することが明らかな変更」の考え方は、設置許可の変更の考え方を参考とすることとし(マニュアル 39 ページ参照)、設置者が安易に判断することなく、必ず事前に県に相談すること。

太陽光発電施設を増設する場合の許可申請・届出について

 設置禁止区域
  設置に適さない区域
  共用方法が一体

変更前		変更後	増設による 許可申請・届出
	→		施設全体の許可 → 許可申請書 (様式第1号)
	→		施設全体の許可 → 許可申請書 (様式第1号)
	→		許可事項の変更 → 許可事項の変 更の許可申請書 (様式第2号)
	→		許可事項の変更 → 許可事項の変 更の許可申請書 (様式第2号)
	→		許可事項の変更 → 許可事項の変 更の許可申請書 (様式第2号)
	→		許可事項の変更 → 許可事項の変 更の許可申請書 (様式第2号)
	→		施設全体の届出 → 設置届出書 (様式第7号)



設置禁止区域



設置に適さない区域

■ 共用方法が一体

変更前		変更後	増設による 許可申請・届出
太陽光発電施設 30kw 	→	太陽光発電施設 30kw 拡張部分 15kw 	不要
太陽光発電施設 30kw 	→	太陽光発電施設 30kw 拡張部分 20kw 	施設全体の届出 → 設置届出書 (様式第7号)
太陽光発電施設 30kw 	→	太陽光発電施設 30kw 拡張部分 15kw 	不要
 太陽光発電施設 50kw	→	 太陽光発電施設 50kw 拡張部分 10kw	届出事項の変更 → 届出事項の変 更の届出書(事前届 出)(様式第8号)
 太陽光発電施設 40kw	→	 太陽光発電施設 40kw 拡張部分 10kw	施設全体の届出 → 設置届出書 (様式第7号)
 太陽光発電施設 30kw	→	 太陽光発電施設 30kw 拡張部分 10kw	不要

24 第5条・第6条 国又は地方公共団体が設置する場合

(設置禁止区域内への設置)

第五条 (略)

- 8 国又は地方公共団体が太陽光発電施設を設置する場合における第一項ただし書(第十項において準用する場合を含む。)及び第五項の規定の適用については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、これらの規定による許可を受けたものとみなす。

(設置に適さない区域内への設置)

第六条 (略)

- 4 前二項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が設置に適さない区域内において発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を設置し、又は既に設置されている発電出力が五十キロワット未満の太陽光発電施設を五十キロワット以上に増設しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知することをもって足りる。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

(書類の提出)

- 第十条 知事は、条例第五条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により協議をしようとする国又は地方公共団体に対し、第五条第二項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 国又は地方公共団体が設置禁止区域に設置する太陽光発電施設

国又は地方公共団体が、設置禁止区域に太陽光発電施設を設置する場合は、当該施設を公共目的等により設置すべき事由があると判断されるため、設置許可の申請までは求めず、知事との協議が成立したことををもって許可を受けたものとみなすものとしている。

また、協議が成立し許可を受けたものとみなされた太陽光発電施設の事項を変更しようとする場合も、許可事項の変更許可申請は求めず、知事との協議が成立すれば足りる旨定めている。

なお、規則第8条第1項で規定する軽微な変更については、変更届出で足りる。

(2) 国又は地方公共団体が設置に適さない区域に設置する太陽光発電施設

上記(1)と同様の理由で、国又は地方公共団体が、設置に適さない区域に太陽光発電施設を設置する場合は、あらかじめその旨を知事に通知することをもって足りるものとしている。

また、通知した太陽光発電施設の事項を変更するときも通知でもって足りると定めている。

なお、「規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。」としているが、現状、届出事項における軽微な変更については、規則で定めていないため、該当事項はない。

25 第7条 立入調査等

(立入調査等)

第七条 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、設置者（設置許可又は第六条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を要しないものを除く。）に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該太陽光発電施設その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書)

第十七条 条例第七条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式によるものとする。

(1) 太陽光発電施設等への立入調査

県は、設置者に対し、業務の状況、太陽光発電施設及び事業区域内の状況等について、報告を求め、また、立入検査を行うことができる（以下、「立入調査等」という。）。この対象となる施設は、次のとおりである。

○立入調査等の対象となる施設

- ・設置禁止区域に許可を受けて設置している施設
 - ・設置に適さない区域に届出をして設置している施設
 - ・条例施行後において、設置禁止区域に許可を受けず設置している施設
 - ・条例施行後において、設置に適さない区域に届出をせず設置している発電出力 50kw 以上の施設
 - ・その他関係のある場所
- ※ その他関係のある場所とは、設置者の事務所等を指す。

(2) 太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項

太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項とは、以下のものを想定している。

- ・守るよう努める事項（条例第4条第2項）
- ・設置禁止区域に設置するため、設置許可申請を行い許可を受けた事項（規則第5条第1項各号）
- ・設置に適さない区域に設置するに当たり、届出をした事項（条例第6条第1項及び規則第14条第1項各号）

(3) 許可審査のための現地調査

設置許可申請を行ってから設置許可を受けるまでの間は、条例第7条の対象ではなく、必要に応じて許可審査のために現地調査等を行うことになる。

26 第8条 指導及び助言

(指導及び助言)

第八条 知事は、設置許可の申請又は第六条第二項の規定による届出を行った者が、当該申請又は届出に係る太陽光発電施設に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、適切な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

一 第四条第二項の規則で定める事項を守るための適切な措置を講じていないとき。

二 第五条第二項の知事が別に定める基準を満たすために必要な措置を講じていないとき。

2 前項の規定は、設置禁止区域又は設置に適さない区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部が設置禁止区域及び設置に適さない区域の区域外にあることとなったときは、適用しない。

(1) 指導及び助言

設置者が、地域住民と適切なコミュニケーションを図る等の努力義務や設置許可を受けるに当たって付された条件等を遵守するよう促す手段として、指導及び助言の規定を設けている。

(2) 指導及び助言の対象

指導及び助言の対象となるのは、許可又は届出の対象施設であって、次の①又は②に該当する場合である。

①適切な措置を講じていないもの

条例第4条第2項は、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関して設置者が特に配慮しなければならない事項について、努力義務としたものであるが、これを守るために適切な措置を講じていない場合は、指導又は助言の対象となる。

(例)

- ・ 正当な理由なく、地域住民に対して、事業を説明するための説明会の開催や個別説明等を実施していない 等

②太陽光発電施設を安全に導入するための基準を満たしていないもの

設置者は、設置許可基準を満たした太陽光発電施設を設置しなければならないが、その基準を満たす措置を行っていない場合は、指導又は助言の対象となる。

(例)

- ・ 設置許可を受ける際、土砂災害発生により影響のある土地を所有するとしていたが、所有していない 等

(3) 区域が変更された場合

条例第8条第2項は、設置禁止区域又は設置に適さない区域として定められていた土地の区域が変更され、太陽光発電施設の設置場所がそのどちらの区域でもなくなった場合は、指導及び助言の対象とならないことを規定している。

27 第9条 監督処分

(監督処分)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、設置許可を取り消し、設置許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去若しくは土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復を命ずることができる。

- 一 第五条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定に違反した者
- 二 設置許可の内容又は設置許可に付した条件に適合していない者
- 三 偽りその他不正な手段により設置許可を受けた者

(1) 監督処分

設置者は、太陽光発電施設を設置禁止区域に設置する場合、条例で定める事項、許可を受けた事項、設置許可に付した条件等を守らなければならない。

これを守らない設置者に対して、県は許可の取消し、条件の変更・追加、太陽光発電施設の設置の中止・撤去、土砂災害等防止のための必要な措置及び原状回復を命じることができる旨定めたものである。

(2) 監督処分の対象

監督処分の対象となるのは、次の場合である。

- ①無許可で設置又は増設を行った場合
- ②許可を受けた事項に違反した場合
 - ・許可を受けた設置禁止区域以外の区域まで、土地の形質変更を行った 等
- ③許可に付した条件に違反した場合
 - ・地表水を停滞させないよう排水施設を整備することという条件を付していたにもかかわらず、排水施設を設置しなかった 等
- ④太陽光発電施設が設置許可基準に適合しない場合
 - ・太陽光発電施設の下流域の土地は、設置者が所有するため民家等が建てられることはないとしていたが、土地の所有権を売却し、結果民家等が建てられた 等
- ⑤偽りその他不正な手段により設置許可を受けた場合
 - ・許可申請書に添付した添付書類を偽造又は加工していた 等

(3) 再エネ特措法との関係

事業計画策定ガイドラインにおいて設置者に遵守を求めている事項が記載されており、その事項には、「関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること」が明記されている。よって、これに違反した場合には、

再エネ特措法における認定基準に適合しないとみなされる。

本条例もその対象となるため、上記の対象行為を行った場合には、監督処分を受けることと併せて、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定が取り消されたり、交付金を一時停止されることもあり得ることに留意が必要である。

(4) 意見陳述

県は、許可の取消しや命令を行うときは、岡山県行政手続条例（平成7年岡山県条例第30号）に基づき、意見陳述のための手続きを執らなければならない。

(勧告)

第十条 知事は、第六条第二項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 勧告の対象

勧告は、条例第6条第2項に違反する、次に該当する者に対し行うことができる。

- ①設置に適さない区域内において、届出を行わずに、発電出力が 50 kW 以上の太陽光発電施設を設置した者
- ②設置に適さない区域内において、届出を行わずに、既に設置している発電出力が 50 kW 未満の太陽光発電施設を 50 kW 以上に増設した者

(2) 必要な措置

必要な措置とは、条例第6条第2項に定める届出を行うことである。勧告を受けた設置者は、すみやかに当該届出を行う必要がある。

(3) 勧告に従わない場合

設置者が勧告に正当な理由なく従わなかった場合、条例第11条により、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその者に対する処分等の内容を公表することができる。

29 第 11 条 公表

(公表)

第十一条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、若しくは命令を行った者又は前条の規定による勧告に正当な理由なく従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその者に対する処分等の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(1) 公表

条例第 11 条に定める公表の対象者は、次のとおりである。

- ①太陽光発電施設の設置許可を取り消された者
- ②太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去若しくは土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復を命じられた者
- ③条例第 10 条による勧告に正当な理由なく従わなかった者

(2) 公表する内容

公表の内容は、次のとおりである。

- ①氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②処分等の内容
 - ・公表する処分等の内容とは、設置許可の取り消しや施設設置の中止命令を行った旨等である。

(3) 意見陳述

条例第 11 条第 2 項は、公表される者に意見陳述の機会を与えなければならないことを定めている。これは、当該公表は、岡山県行政手続条例により意見陳述の機会が与えられる不利益処分に該当しないため、別途本項で定めることにより、意見陳述の機会を与えるためである。

30 第12条 太陽光発電事業技術審査会

(太陽光発電事業技術審査会)

第十二条 太陽光発電施設の設置等に関する事項について調査審議するため、岡山県太陽光発電事業技術審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから知事が任命する。

4 知事は、第八条第一項の規定による指導及び助言をしようとするとき、第九条の規定による許可の取消し等をしようとするとき又は第十条の規定による勧告をしようとするときその他必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(岡山県太陽光発電事業技術審査会)

第十八条 岡山県太陽光発電事業技術審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

第十九条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第二十条 審査会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議が定足数に達せず、再度審査会を招集するいとまがないときその他会長が必要と認めるときは、委員の半数以上に回議した上、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

5 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを審査会に報告し、その承認を求めなければならない。

第二十一条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会の会議に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができる。

第二十二条 審査会の庶務は、環境文化部脱炭素社会推進課において行う。

第二十三条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（１）太陽光発電事業技術審査会の設置

設置許可の判断等に当たっては、太陽光発電施設が土砂災害の発生を助長するおそれがないか等の高度な技術的判断が必要であることから、附属機関として太陽光発電事業技術審査会を設置し、県はその意見を聴取することとしている。

（２）審査会の意見を聴くことが想定されるとき

- ①設置の許可又は不許可の処分をしようとするとき（必須）
- ②設置届出書を受理したとき
- ③指導及び助言、監督処分、勧告をしようとするとき
- ④その他必要があるとき

（３）審査会の組織及び運営に関する内容

審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則により、定めている。

必要に応じ、審査会で出された意見や質問に対する回答を申請者に求めたり、審査会に出席した上で説明することを求めることがあるので留意すること。

31 第 13 条 市町村条例との調整

(市町村条例との調整)

第十三条 太陽光発電施設の設置等に関し、この条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果が期待できる内容を規定する条例を有する市町村として規則で定める市町村の区域については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 市町村条例との調整

本条例と同等以上の効果が期待できる条例を市町村が制定した場合、設置者に対して二重の規制をかけないため、そうした市町村をこの条例の対象外としている。

(2) 同等以上の効果

「この条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果」とは、市町村の条例が、本条例よりも設置禁止区域等の範囲を広くしている場合（土砂災害警戒区域も設置禁止区域に含める場合などが該当する。）等をいう。

(3) 適用しない市町村

上記に該当することにより本条例を適用しない市町村の区域は、別途規則で定めることとしている。

なお、現在において、本条例を適用しない市町村区域の該当はないが、今後、各市町村において、同等以上の効果が期待できる内容を規定する新条例を制定した場合、規則で定めることとなる。

32 第 14 条 規則への委任

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(1) 委任

本条例の施行に当たり、条例において具体の定めがないものについて、適切に条例が運用できるよう、規則で手続等を定めることを規定している。

33 附則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第五条第一項及び第八項並びに第六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に新設又は増設に着手した太陽光発電施設には、適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、設置禁止区域内において同項の規定の適用を受ける太陽光発電施設を施行日以後に増設する場合においては、第五条第一項から第四項までの規定を準用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、設置に適さない区域内において同項の規定の適用を受ける発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を施行日以後に増設する場合においては、第六条第一項から第三項までの規定を準用する。

(準備行為)

- 5 設置許可の申請、第六条第二項の規定による届出その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第五条第四項の規定は、この条例の施行の日以後にされる同条第一項の設置許可の申請について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 条例附則第四項の規定により準用する条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明

確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(準備行為)

4 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う設置許可の申請については、第五条の規定の例による。

5 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う条例第六条第二項の規定による届出については、第十二条の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) 施行期日

条例の施行日は、一定の周知期間が必要であることから、令和元年10月1日としている。ただし、条例附則第5項(準備行為)は公布日から施行する。

(2) 経過措置

条例附則第2項において、条例施行前に、設置禁止区域内で太陽光発電施設の新設又は増設に着手する場合の許可申請(国又は地方公共団体の場合は協議)、及び設置に適さない区域で太陽光発電施設の新設又は増設に着手する場合の届出(国又は地方公共団体の場合は通知)は、不要としている。

(3) 経過措置の例外

条例附則第3項において、条例附則第2項に該当する太陽光発電施設であっても、条例施行後に増設する場合は、許可申請(国又は地方公共団体の場合は協議)を要することとしている。

また、条例附則第4項において、条例附則第2項に該当する太陽光発電施設であっても、設置に適さない区域に設置した50kW以上の太陽光発電施設を条例施行後に増設する場合は、届出を要することとしている。

(4) 経過措置の例外による太陽光発電施設の設置許可又は届出

経過措置の例外として、設置許可又は設置届出を要する場合等を74ページ「条例施行後に増設する場合の設置許可・届出について」にまとめているので、参照のこと。

(5) 準備行為

条例附則第5項において、設置禁止区域への設置許可の申請後許可を受けるまでには一定の期間を要し、また条例第6条第2項の規定による届出は設置に着手する60日前に行わなければならないことから、これらに係る準備行為は、条例の施行日前においても行うことができる旨、規定している。

(6) 経過措置（令和7年4月1日施行）

令和7年4月1日から岡山県太陽光発電事業技術審査会を設置し、知事は、設置禁止区域への設置許可の判断を行うに当たって審査会の意見を聴かなければならないことについては、令和7年4月1日以降にされた設置許可申請から適用することとしている。

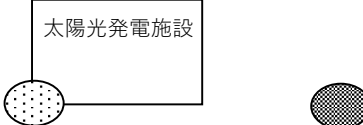
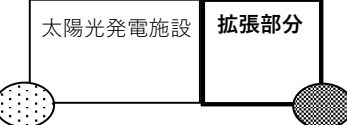
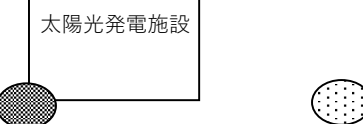
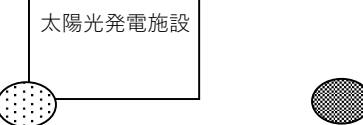
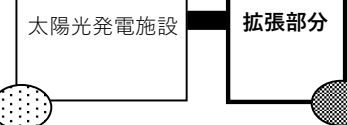
また、規則で定める身分証明書の様式は、当分の間、所要の調整をして使用できることとしている。

条例施行後に増設する場合の許可申請・届出について

 設置禁止区域
  設置に適さない区域
  共用方法が一体

施行前(～R1/9/30)	着手済み施設の 許可申請・届出		施行後(R1/10/1～)	許可申請・届出
太陽光発電施設 	経過措置により 不要	→	太陽光発電施設 拡張部分 	施設全体の許可 → 増設の許可 申請書 (様式第6号)
太陽光発電施設 	経過措置により 不要	→	太陽光発電施設 拡張部分 	施設全体の許可 → 増設の許可 申請書 (様式第6号)
太陽光発電施設 50kw以上 	経過措置により 不要	→	太陽光発電施設 拡張部分 50kw以上 	施設全体の届出 → 増設の届出書 (様式第11号)
太陽光発電施設 30kw 	不要	→	太陽光発電施設 拡張部分 30kw 20kw 	施設全体の届出 → 増設の届出書 (様式第10号)
太陽光発電施設 30kw 	不要	→	太陽光発電施設 拡張部分 30kw 15kw 	50kW未満のため 不要
太陽光発電施設 50kw以上 	経過措置により 不要	→	太陽光発電施設 拡張部分 50kw以上 	施設全体の届出 → 増設の届出書 (様式第11号)
太陽光発電施設 30kw 	不要	→	太陽光発電施設 拡張部分 30kw 20kw 	施設全体の届出 → 増設の届出書 (様式第10号)
太陽光発電施設 30kw 	不要	→	太陽光発電施設 拡張部分 30kw 15kw 	50kW未満のため 不要
太陽光発電施設  	経過措置により 不要	→	太陽光発電施設 拡張部分  	施設全体の許可 → 増設の許可 申請書 (様式第6号)

 設置禁止区域
  設置に適さない区域
  共用方法が一体

施行前 (～R1/9/30)	着手済み施設の 許可申請・届出		施行後 (R1/10/1～)	許可申請・届出
	(経過措置により) 不要			施設全体の許可 → 許可申請書 (様式第1号)
	(経過措置により) 不要			施設全体の許可 → 増設の許可 申請書 (様式第6号)
	(経過措置により) 不要			施設全体の許可 → 許可申請書 (様式第1号)

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例

令和元年7月5日 条例第47号

(目的)

第一条 この条例は、太陽光発電施設が防災及び生活環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の安全な導入の促進について必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置等 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）、太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業の実施、太陽光発電施設の撤去等に係る一連の行為をいう。
- 三 設置者 太陽光発電施設の設置等を行う者をいう。
- 四 設置禁止区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれが高いた地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であつて規則で定めるものをいう。
- 五 設置に適さない区域 土砂災害その他の災害が発生するおそれが高いた地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であつて規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を踏まえ、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(設置者の責務)

第四条 設置者は、計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等を円滑かつ確実に行うために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守しなければならない。

- 2 設置者は、この条例の目的を踏まえ、計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等を行うに当たり、地域住民に対する情報提供、保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築、撤去の適切な実施その他の太陽光発電施設の安全な導入の促進に関して規則で定める事項を守るよう努めなければならない。

(設置禁止区域内への設置)

第五条 設置禁止区域内においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、規則

で定めるところによりあらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合
その他規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 知事は、設置許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が知事が別に定める基準に該当すると認めるときに限り、設置を許可するものとする。
- 3 設置許可には、太陽光発電施設の安全な導入を促進するため必要な限度において、条件を付することができる。
- 4 知事は、第二項の規定による許可又は不許可の処分をしようとするときは、第十二条第一項に規定する岡山県太陽光発電事業技術審査会の意見を聴かなければならない。
- 5 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による変更の許可について準用する。ただし、第四項の規定は、規則で定める変更については、準用しない。
- 7 設置許可を受けた者は、第五項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 8 国又は地方公共団体が太陽光発電施設を設置する場合における第一項ただし書（第十項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定の適用については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、これらの規定による許可を受けたものとみなす。
- 9 第一項の規定は、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内にあることとなる前に新設又は増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。以下同じ。）に着手した太陽光発電施設には、適用しない。
- 10 第一項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける太陽光発電施設を当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内にあることとなった後に増設する場合について準用する。
- 11 設置許可（第八項の規定による協議の成立を含む。）は、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該設置許可に係る太陽光発電施設の全部が設置禁止区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該太陽光発電施設（発電出力が五十キロワット以上のものに限る。）の全部又は一部がなお設置に適さない区域内にあることとなるときは、当該太陽光発電施設について次条第二項の規定による届出（第八項の規定の適用がある場合にあっては、同条第四項の規定による通知）があったものとみなす。

（設置に適さない区域内への設置）

第六条 設置に適さない区域内において太陽光発電施設を設置しようとする者は、当該太陽光発電施設が前条第二項の知事が別に定める基準を満たすものとなるよう、自ら必要な

措置を講じなければならない。

- 2 設置に適さない区域内において、発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を設置しようとする者又は既に設置されている発電出力が五十キロワット未満の太陽光発電施設を五十キロワット以上に増設しようとする者は、当該設置又は増設に着手する六十日前までに前項の規定により講ずる措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が設置に適さない区域内において発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を設置し、又は既に設置されている発電出力が五十キロワット未満の太陽光発電施設を五十キロワット以上に増設しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知することをもって足りる。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 5 前各項の規定は、設置に適さない区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置に適さない区域内にあることとなる前に新設又は増設に着手した太陽光発電施設（前条第十一項後段の規定により届出があったものとみなされたものを除く。）には、適用しない。
- 6 第一項から第三項までの規定は、前項の規定の適用を受ける発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置に適さない区域内にあることとなった後に増設する場合について準用する。

（立入調査等）

第七条 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、設置者（設置許可又は第六条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を要しないものを除く。）に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該太陽光発電施設その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第八条 知事は、設置許可の申請又は第六条第二項の規定による届出を行った者が、当該申請又は届出に係る太陽光発電施設に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、適切な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

- 一 第四条第二項の規則で定める事項を守るための適切な措置を講じていないとき。
- 二 第五条第二項の知事が別に定める基準を満たすために必要な措置を講じていないとき。

2 前項の規定は、設置禁止区域又は設置に適さない区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部が設置禁止区域及び設置に適さない区域の区域外にあることとなったときは、適用しない。

(監督処分)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、設置許可を取り消し、設置許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去若しくは土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復を命ずることができる。

- 一 第五条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定に違反した者
- 二 設置許可の内容又は設置許可に付した条件に適合していない者
- 三 偽りその他不正な手段により設置許可を受けた者

(勧告)

第十条 知事は、第六条第二項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第十一条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、若しくは命令を行った者又は前条の規定による勧告に正当な理由なく従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその者に対する処分等の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(太陽光発電事業技術審査会)

第十二条 太陽光発電施設の設置等に関する事項について調査審議するため、岡山県太陽光発電事業技術審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから知事が任命する。

4 知事は、第八条第一項の規定による指導及び助言をしようとするとき、第九条の規定による許可の取消し等をしようとするとき又は第十条の規定による勧告をしようとするときその他必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市町村条例との調整)

第十三条 太陽光発電施設の設置等に関し、この条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果が期待できる内容を規定する条例を有する市町村として規則で定める市町村の区域については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第五条第一項及び第八項並びに第六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に新設又は増設に着手した太陽光発電施設には、適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、設置禁止区域内において同項の規定の適用を受ける太陽光発電施設を施行日以後に増設する場合においては、第五条第一項から第四項までの規定を準用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、設置に適さない区域内において同項の規定の適用を受ける発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を施行日以後に増設する場合においては、第六条第一項から第三項までの規定を準用する。

(準備行為)

- 5 設置許可の申請、第六条第二項の規定による届出その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第五条第四項の規定は、この条例の施行の日以後にされる同条第一項の設置許可の申請について適用する。

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則

令和元年7月5日 規則第37号

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置禁止区域)

第二条 条例第二条第四号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 岡山県砂防指定地等管理条例（平成十四年岡山県条例第七十六号）第二条第一項に規定する砂防指定地
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

(設置に適さない区域)

第三条 条例第二条第五号の規則で定める区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域とする。

(設置者が守るよう努める事項)

第四条 条例第四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画の作成の初期の段階から、太陽光発電施設を設置する土地の区域に隣接する地域の住民（第三号及び第五号において「地域住民」という。）への十分な情報提供を行う等、当該太陽光発電施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずること。
- 二 防災、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適切な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- 三 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺の環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。
- 四 保守点検及び維持管理に係る実施体制を構築し、これを着実に実施すること。
- 五 太陽光発電施設の損壊等により地域への被害が発生するおそれがある、又は発生したときは、速やかに当該太陽光発電施設が所在する市町村及び地域住民に連絡するとともに、被害の発生又は被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

六 防災、太陽光発電施設の安全、環境保全、景観保全等に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民への配慮を行うこと。

七 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第四項に規定する電気事業者が行う同条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の調達を終了した後も、当該太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業（以下「太陽光発電事業」という。）を継続すること。

八 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

（設置許可の申請）

第五条 設置許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 設置禁止区域の種類及び設置禁止区域に設置する理由

三 太陽光発電施設の所在地

四 発電出力

五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積

六 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項の規定による認定の状況

七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日

八 申請に係る太陽光発電施設の設置に関係法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況

九 前条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

十 条例第五条第二項の知事が別に定める基準（第八条第一項及び第十五条第二項において「設置許可基準」という。）を満たすために講ずる措置の内容

十一 その他知事が必要と認める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設置しようとする太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図

二 土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合に限る。）

三 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）

四 排水計画に係る平面図

五 太陽光発電施設の構造図

六 現況写真

七 その他知事が必要と認める書類

（許可を要しない場合）

第六条 条例第五条第一項ただし書の規則で定める場合は、太陽電池モジュール（小規模なものに限る。）が照明、防犯カメラその他の小規模な設備と一体となっている太陽光発電施設（専ら当該設備のために電気を発電するものに限る。）を設置する場合とする。

（許可事項の変更申請）

第七条 設置者は、条例第五条第五項本文の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 許可年月日及び許可番号

二 変更に係る事項

三 変更の理由

四 その他知事が必要と認める事項

（設置許可に係る軽微な変更）

第八条 条例第五条第五項ただし書の規則で定める軽微な変更は、第五条第一項第一号（設置許可を受けた者の変更を除く。）、第二号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る変更並びに変更後においても設置許可を受けた太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかな変更とする。

2 設置者は、条例第五条第七項の規定による軽微な変更の届出をしようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。

（岡山県太陽光発電事業技術審査会の意見を聴くことを要しない変更）

第九条 条例第五条第六項ただし書の規則で定める変更は、第五条第一項第一号に掲げる事項に係る変更（設置許可を受けた者の変更に限る。）とする。

（書類の提出）

第十条 知事は、条例第五条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により協議をしようとする国又は地方公共団体に対し、第五条第二項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

（設置禁止区域内にあることとなった後の増設の許可の申請）

第十一条 条例第五条第十項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(設置許可に係るその他の届出)

第十二条 設置許可（条例第五条第十項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可及び条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定による許可を含む。以下この条及び次条において同じ。）を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置に着手しようとするときは、着手する日の二日前までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 着手予定年月日

2 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置が完了したときは、完了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 完了年月日

3 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置を中止しようとするときは、中止しようとする日の前日までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 中止予定年月日

4 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電事業を終了したときは、終了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 終了年月日

四 第四条第八号に規定する事項を守るために講ずる措置の内容
(標識の設置)

第十三条 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置等を行っている期間中、当該設置許可を受けた場所に次に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(設置に適さない区域内への設置の届出)

第十四条 条例第六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 設置に適さない区域に設置する理由
- 三 太陽光発電施設の所在地
- 四 発電出力
- 五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積
- 六 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項の規定による認定の状況
- 七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日
- 八 申請に係る太陽光発電施設の設置に係る法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況
- 九 第四条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容
- 十 その他知事が必要と認める事項

2 条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書に第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(設置に適さない区域内への設置に係る届出事項の変更)

第十五条 設置者は、条例第六条第三項の規定により同条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出をしようとするときは、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて、当該変更に着手する六十日前（前条第一項第一号、第三号、第四号又は第五号に係る変更にあつては三十日前、第七号に係る変更にあつては十日前）までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、設置者は、条例第六条第二項の規定により届出に係る事項（前条第一項第一号（条例第六条第二項の規定による届出を行った者の変更を除く。）、第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げるもの並びに変更後においても届出をした太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかなものに限る。）の変更をしたとき

は、第七条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて速やかに知事に提出しなければならない。

(設置に適さない区域内にあることとなった後の増設の届出)

第十六条 条例第六条第六項の規定により準用する同条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(身分証明書)

第十七条 条例第七条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式によるものとする。

(岡山県太陽光発電事業技術審査会)

第十八条 岡山県太陽光発電事業技術審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

第十九条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第二十条 審査会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議が定足数に達せず、再度審査会を招集するいとまがないときその他会長が必要と認めるときは、委員の半数以上に回議した上、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

5 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを審査会に報告し、その承認を求めなければならない。

第二十一条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会の会議に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができる。

第二十二条 審査会の庶務は、環境文化部脱炭素社会推進課において行う。

第二十三条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 条例附則第四項の規定により準用する条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(準備行為)

- 4 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う設置許可の申請については、第五条の規定の例による。
- 5 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う条例第六条第二項の規定による届出については、第十二条の規定の例による。

附 則（令和四年規則第四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式（第 17 条関係）

（表）

第 号	
身分証明書	
所 属	
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第 47 号）第 7 条第 1 項の規定により立入調査等を行う者であることを証明する。	
年 月 日	交付
岡山県知事 印	

（裏）

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例抜粋 （立入調査等） 第 7 条 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、設置者（設置許可又は第 6 条第 2 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を要しないものを除く。）に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該太陽光発電施設その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準

令和元年7月5日 告示第319号

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第五条第二項の知事が定める基準は、次のとおりとする。

一 太陽光発電施設の設置により、設置禁止区域において想定される土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。

二 次のいずれかを満たすと認められること。

イ 太陽光発電施設の構造等から、設置禁止区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。

ロ 設置禁止区域において想定される土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、太陽光発電事業を行う土地の区域が人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

附 則

この告示は、条例の施行の日から施行する。

様式集

(様式第 1 号～第 1 1 号)

条例第5条第1項ただし書

(設置禁止区域内に太陽光発電施設を新設する場合の許可申請書)

許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事

殿

申請者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書の規定により、設置禁止区域内における太陽光発電施設の設置の許可を申請します。

記

1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
2	設置禁止区域の種類及び設置禁止区域に設置する理由	
3	太陽光発電施設の所在地	
4	発電出力	_____キロワット (太陽電池の合計出力_____キロワット)
5	太陽光発電事業を行う土地の区域の面積	_____平方メートル
6	再エネ特措法第9条第4項の規定による認定の状況	☐ 有 ☐ 無
(有の場合)	(1) 認定状況	☐ 認定済（_____年____月____日付け、認定番号_____） ☐ 申請中（_____年____月____日 認定見込） ☐ 未申請
	(2) 系統接続	接続契約締結先 _____ 接続契約締結日 _____年____月____日 ☐ 締結済 ☐ 締結見込

7 設置の着手及び完了 予定年月日並びに発電 の開始及び太陽光発電 施設の撤去の完了予定 年月日	設置着手予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 設置完了予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 発電開始予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 撤去終了予定日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
8 関係法令の手續状況	別紙 1 のとおり
9 規則第 4 条に規定す る事項を守るために講 ずる措置の内容	別紙 2 のとおり
10 条例第 5 条第 2 項に 規定する知事が別に定 める基準を満たすため に講ずる措置の内容	別紙 3 のとおり
11 その他知事が必要と 認める事項	

(備考)

- 「3 太陽光発電施設の所在地」の欄には、申請に係る太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業を行う区域が所在する土地の地番を全て記入すること。
- 「4 発電出力」の欄は、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 「5 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積」の欄は、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 「6 再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定の状況」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項の規定により経済産業大臣の認定を受けた同条第 1 項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画により設置される太陽光発電施設にあっては「有」の項目の□にレ印を、受けていない場合は「無」の項目の□にレ印を付し、「有」の項目の□にレ印を付したときは、(1)及び(2)の欄にも記入すること。
- 「8 関係法令の手續状況」の欄は、申請に係る太陽光発電施設の設置に際し必要な他の法律（「6 再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定の状況」に係るものを除く。）又は条例の手續状況を別紙 1 に記載すること。
- 「9 規則第 4 条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容」の欄は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則第 4 条各号に掲げる、設置者が太陽光発電事業の実施に当たり守るよう努める事項のために講ずる措置を別紙 2 に詳細に記載すること。
- 「10 条例第 5 条第 2 項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容」の欄は、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（令和元年岡山県告示第 319 号）を参照し、詳細に記載すること。
- 各欄の記載事項について、別業としても差し支えない。

(添付書類) ※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・位置図（1 万分の 1 以上）
※設置禁止区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。
- ・事業区域図（2, 500 分の 1 以上）
- ・配置図（1, 000 分の 1 以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合）（1, 000 分の 1 以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（50 分の 1 以上）
- ・排水計画に係る平面図（500 分の 1 以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（50 分の 1 以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

申請者 氏名 _____
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

関係法令の手続状況

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先 (部署名)
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
2	都市計画法に基づく開発許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
3	河川法に基づく工作物の新築等の許可、 河川区域内の土地占用・掘削許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港 湾隣接地域における占用の許可、臨港地区 内における行為の届出	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
5	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許 可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す る法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内 の行為許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	

7	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域内の行為許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
9	景観法に基づく届出	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
11	農地法に基づく農地転用許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
12	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	

14	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
15	自然公園法に基づく工作物新築許可等	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
16	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 (環境影響手続における事業名称：)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	

21	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
22	その他の法律・条例に係る手続 (法令名 :)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (〇〇 年 月 予定)	
上記以外の相談先 (部署名)				

(備考) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・判断を行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

掲載した法令のほかに該当するものがあれば「22 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。なお、複数ある場合には行を追加して差し支えない。

設備の設置場所に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は、「上記以外の相談先」欄に記入すること。

申請者 氏名 _____
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

規則第4条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則第4条に定める設置者が守るよう努める事項	講ずる措置の内容
(1) 計画の作成の初期の段階から、太陽光発電施設を設置する土地の区域に隣接する地域の住民（以下「地域住民」という。）への十分な情報提供を行う等、当該太陽光発電施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずること。	(ア～エ共通事項) ※地域住民への説明について、実施したもの及び実施予定のものを全て記載すること。 ※複数回実施する場合は、期日等をそれぞれ記載すること ※開催済の説明会については議事録（地域住民から寄せられた質問、要望等への回答状況を記載すること。）を添付すること。また、開催予定の説明会についても、開催後速やかに議事録を作成し提出すること。 ア 太陽光発電施設の設置に係る地域住民への説明計画（状況） ☐ 説明会の開催 ・期日 _____年____月____日 ・場所 _____ ・説明会の開催に係る周知方法 _____ ・参加者の範囲及び世帯数、人数 _____, _____世帯、_____人 ・地元自治会等の名称 _____ ・説明の概要 _____ ☐ 個別説明 ・期日 _____年____月____日～_____年____月____日 ・個別説明の実施に係る周知方法 _____ ・参加者の範囲及び世帯数、人数 _____, _____世帯、_____人 ・説明の概要 _____

	☐ その他
	イ 太陽光発電施設の設置に着手した後の地域住民への説明の計画
	ウ 発電を開始した後の地域住民への説明の計画
	エ 発電を終了した後の地域住民への説明の計画
(2) 防災、環境保全及び 景観保全の観点から、 太陽光発電施設の設置 等に当たり適切な土地 の選定、開発計画の策 定並びに設計及び施工 を行うこと。	

(3) 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺の環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。	
(4) 保守点検及び維持管理に係る実施体制を構築し、これを着実に実施すること。	
(5) 太陽光発電施設の損壊等により地域への被害が発生するおそれがある、又は発生したときは、速やかに当該太陽光発電施設が所在する市町村及び地域住民に連絡するとともに、被害の発生又は被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。	

(6) 防災、太陽光発電施設の安全、環境保全、景観保全等に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民への配慮を行うこと。	
(7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 16 条第 1 項の規定により同法第 2 条第 4 項に規定する電気事業者が行う同条第 1 項に規定する再生可能エネルギー電気の調達が終了した後も、当該太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること。	
(8) 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。	

(備考) 上記 (1) ～ (8) に記載したそれぞれの事項について、設置者が取り組んでいる事項及び今後取り組む事項を、できるだけ詳細に記載すること。

各欄の記載事項について、別添としても差し支えない。

申請者 氏名 _____
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

条例第5条第2項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容

設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（告示）	講ずる措置の内容 (講ずる措置の内容等により基準を満たすと認められる旨の説明)
一 太陽光発電施設の設置により、設置禁止区域において想定される土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。	
二 次のイ又はロのいずれかを満たすと認められること。 イ 太陽光発電施設の構造等から、設置禁止区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。	

ロ 設置禁止区域において想定される土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、太陽光発電事業を行う土地の区域が人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。	
--	--

(備考) 上記について、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準を満たす旨の説明を、できるだけ詳細に記載すること。

また、説明の根拠となる資料等があれば、添付すること。

なお、各欄の記載事項について、別添としても差し支えない。

条例第5条第5項

(設置許可を受けた太陽光発電施設について、許可を受けた事項を変更する際の許可申請書)

許可事項の変更の許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事

殿

申請者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第5条第5項の規定により、設置許可を受けた太陽光発電施設について次のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 許可年月日 年 月 日
許可番号 岡山県指令〇〇第 号

2 変更に係る事項

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	☐変更なし ☐変更あり（設置許可を受けた者の変更） 変更前：氏名 _____ （法人にあっては名称及び代表者の氏名） 住所 _____ （法人にあっては主たる事務所の所在地） 変更後：氏名 _____ （法人にあっては名称及び代表者の氏名） 住所 _____ （法人にあっては主たる事務所の所在地） 変更年月日： 年 月 日
2 太陽光発電施設の所在地	☐変更なし ☐変更あり 変更前： _____ 変更後： _____

3 発電出力	☐ 変更なし
	☐ 変更あり 変更前：_____キロワット（太陽電池の合計出力_____キロワット） 変更後：_____キロワット（太陽電池の合計出力_____キロワット）
4 太陽光発電事業 を行う土地の区域 の面積	☐ 変更なし
	☐ 変更あり 変更前：_____平方メートル 変更後：_____平方メートル
5 条例第5条第2 項に規定する知事 が別に定める基準 を満たすために講 ずる措置の内容	☐ 変更なし
	☐ 変更あり その内容：別紙3のとおり
6 その他知事が必 要と認める事項	☐ 変更なし
	☐ 変更あり その内容：
7 添付書類	☐ 変更なし
	☐ 変更あり その内容：

(備考)

- それぞれの欄に記載の事項について、いずれか該当する項目の□にレ印を付し、「変更あり」の項目の□にレ点を付したときは、その内容を記載すること。
- 「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」欄は、太陽光発電施設の譲渡その他の所有権の移転により設置許可を受けた者を変更しようとする場合に記載すること。なお、転居による住所の異動、法人の名称の変更等については、許可事項の軽微な変更の届出（様式第3号）を行うこと。
- 各欄の記載事項について、別葉としても差し支えない。

3 変更の理由

--

(添付書類)

※次の書類のうち変更があるものがある場合は、「2 変更に係る事項」の「7 添付書類」の「変更あり」にレ点を付してその内容を記載するとともに、その内容を明確にした書類を作成すること。

※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・設置許可を受けた者の変更を証する書類（事業の譲渡等の場合、事業の譲渡等を証明する譲渡契約書、譲渡証明書 等）
- ・位置図（1 万分の 1 以上）
※設置禁止区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。
- ・事業区域図（2, 5 0 0 分の 1 以上）
- ・配置図（1, 0 0 0 分の 1 以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図（土地の形質の変更を行う場合）（1, 0 0 0 分の 1 以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（5 0 分の 1 以上）
- ・排水計画に係る平面図（5 0 0 分の 1 以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（5 0 分の 1 以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

条例第5条第7項
(設置許可を受けた事項のうち軽微なものを変更する際の届出書)

許可事項の軽微な変更の届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第5条第7項の規定により、設置許可を受けた太陽光発電施設について次のとおり軽微な変更を行ったので届け出ます。

記

1 許可年月日 年 月 日
許可番号 岡山県指令〇〇第 号

2 変更に係る事項

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	☐ 変更なし
	☐ 変更あり 変更前：氏名 _____ （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 住所 _____ （法人にあつては主たる事務所の所在地） 変更後：氏名 _____ （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 住所 _____ （法人にあつては主たる事務所の所在地） 変更年月日： 年 月 日
2 設置禁止区域の種類及び設置禁止区域に設置する理由	☐ 変更なし
	☐ 変更あり その内容：

3 再エネ特措法第9条第4項の規定による認定の状況 (有の場合)	☐ 変更なし
	☐ 変更あり 認定の有無 ☐ 有 ☐ 無
	(1) 認定状況 ☐ 認定済(____年____月____日付け、認定番号____) ☐ 申請中(____年____月____日 認定見込) ☐ 未申請
	(2) 系統接続 接続契約締結先 _____ 接続契約締結日 ____年____月____日 ☐ 締結済 ☐ 締結見込
4 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日	☐ 変更なし
	☐ 変更あり 設置着手予定日 ____年____月____日 → ____年____月____日 設置完了予定日 ____年____月____日 → ____年____月____日 発電開始予定日 ____年____月____日 → ____年____月____日 撤去終了予定日 ____年____月____日 → ____年____月____日
5 関係法令の状況	☐ 変更なし
	☐ 変更あり その内容：別紙1のとおり
6 規則第4条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容	☐ 変更なし
	☐ 変更あり その内容：別紙2のとおり
7 その他(変更後においても設置許可を受けた太陽光発電施設が条例第5条第2項に規定する知事が別に定める基準に該当することが明らかな変更)	☐ 変更なし
	☐ 変更あり その内容：

(備考)

- それぞれの欄に記載の事項について、いずれか該当する項目の□にレ印を付し、「変更あり」の項目の□にレ点を付したときは、その内容を記載すること。
- 「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」欄は、転居による住所の異動、法人の名称の変更等について記載すること。なお、太陽光発電施設の譲渡その他の所有権の移転により設置許可を受けた者を変更しようとする場合については、あらかじめ、許可事項の変更の許可申請(様式第2号)を行うこと。
- 各欄の記載事項について、別票としても差し支えない。

3 変更の理由

--

(添付書類)

※次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・位置図（1万分の1以上）
※設置禁止区域との位置関係がわかるようにすること。（以下の添付書類も同じ）
- ・事業区域図（2，500分の1以上）
- ・配置図（1，000分の1以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合）（1，000分の1以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（50分の1以上）
- ・排水計画に係る平面図（500分の1以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（50分の1以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

規則第12条第1項～第3項

着手
太陽光発電施設の設置の 完了 届
中止

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則（令和元年岡山県規則第三十七号）第12条 ☐第1項 ☐第2項 ☐第3項 の規定により、次のとおり太陽光発電施設の設置の ☐着手 ☐完了 ☐中止 を届け出ます。

※枠内は、該当する項目の前の□にレ印を付すこと。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日
岡山県指令〇〇第 号
- 2 場所
- 3 着手予定 年月日 年 月 日
完 了
中止予定

※完了の届出には、設置した太陽光発電施設の外観と標識の写真を添付すること。

規則第12条第4項

太陽光発電施設における事業の終了届

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則（令和元年岡山県規則第三十七号。以下「規則」という。）第12条第4項の規定により、次の太陽光発電施設を使用した太陽光発電事業を終了したので届け出ます。

記

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日
岡山県指令〇〇第 号

2 太陽光発電施設の所在地

3 終了年月日 年 月 日

4 規則第4条第8号に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

規則第4条に定める設置者が守るよう努める事項（抜粋）	講ずる措置の内容
八 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。	

※詳細に記載すること。（別葉としても差し支えない。）

条例第 5 条第 10 項又は条例附則第 3 項
(条例の施行前又は設置禁止区域の指定前に設置済の太陽光発電施設の増設を行う場合の許可申請書)

増設の許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 殿

申請者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）☐第 5 条第 10 項 ☐附則第 3 項 の規定により、設置禁止区域内における太陽光発電施設の増設の許可を申請します。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
2 設置禁止区域の種類及び設置禁止区域に設置する理由	
3 太陽光発電施設の所在地	増設前： 増設後：
4 発電出力	増設前： _____キロワット （太陽電池の合計出力 _____キロワット） 増設後： _____キロワット （太陽電池の合計出力 _____キロワット）
5 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積	増設前： _____平方メートル 増設後： _____平方メートル

6 再エネ特措法第9条 第4項の規定による認定の状況	☐ 有 ☐ 無
(有の場合)	(1) 認定状況
	☐ 認定済 (_____年____月____日付け、認定番号____) ☐ 申請中 (_____年____月____日 認定見込) ☐ 未申請
	(2) 系統接続
	接続契約締結先 _____ 接続契約締結日 _____年____月____日 ☐ 締結済 ☐ 締結見込
7 増設の着手及び完了 予定年月日並びに発電 の開始及び太陽光発電 施設の撤去の完了予定 年月日	増設着手予定日 _____年____月____日 増設完了予定日 _____年____月____日 発電開始予定日 _____年____月____日 撤去終了予定日 _____年____月____日
8 関係法令の手續状況	別紙1のとおり
9 規則第4条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容	別紙2のとおり
10 条例第5条第2項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容	別紙3のとおり
11 その他知事が必要と認める事項	

(備考)

- ☐第5条第10項 ☐附則第3項 については、次の区分により該当する項目の□にレ印を付すこと。
 - 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害特別警戒区域に指定される前に設置された太陽光発電施設：第5条第10項
 - 条例の施行日（令和元年10月1日）より前に設置された太陽光発電施設：附則第3項
 - (1)と(2)の両方に該当する場合：附則第3項
- 「3 太陽光発電施設の所在地」の欄は、申請に係る太陽光発電事業を行う区域が所在する土地の地番を全て、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「4 発電出力」の欄は、小数点以下第1位まで、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「5 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「6 再エネ特措法第9条第4項の規定による認定の状況」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定により経済産業大臣の認定を受けた同条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画により設置される太陽光発電施設にあつては「有」の項目の□にレ印を、受けていない場合は「無」の項目の□にレ印を付し、「有」の項目の□にレ印を付したときは、(1)及び(2)の欄にも記入すること。
- 「8 関係法令の手續状況」の欄は、申請に係る太陽光発電施設の設置に際し必要な他の法律（「6 再エネ特措法第9条第4項の規定による認定の状況」に係るものを除く。）又は条例の手續状況を別紙1に記載すること。
- 「9 規則第4条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容」の欄は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則第4条各号に掲げる、設置者が太陽光発電事業の実施に当たり守るよう努める事項のために講ずる措置を別紙2に詳細に記載すること。

- 8 「10 条例第 5 条第 2 項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容」の欄は、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（令和元年岡山県告示第 319 号）を参照し、詳細に記載すること。
- 9 各欄の記載事項について、別葉としても差し支えない。

（添付書類）

※増設しようとする部分を明確にして作成すること。

※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・位置図（1 万分の 1 以上）
※設置禁止区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。
- ・事業区域図（2, 5 0 0 分の 1 以上）
- ・配置図（1, 0 0 0 分の 1 以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合）（1, 0 0 0 分の 1 以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（5 0 分の 1 以上）
- ・排水計画に係る平面図（5 0 0 分の 1 以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（5 0 分の 1 以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

条例第6条第2項
(設置に適さない区域内に新たに太陽光発電施設を設置する場合の届出書)

設置届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、設置に適さない区域内への太陽光発電施設の設置を届け出ます。

記

1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
2	設置に適さない区域に設置する理由	
3	太陽光発電施設の所在地	
4	発電出力	_____キロワット (太陽電池の合計出力_____キロワット)
5	太陽光発電事業を行う土地の区域の面積	_____平方メートル
6	再エネ特措法第9条第4項の規定による認定の状況	☐ 有 ☐ 無
(有の場合)	(1) 認定状況	☐ 認定済（_____年____月____日付け、認定番号_____） ☐ 申請中（_____年____月____日 認定見込） ☐ 未申請
	(2) 系統接続	接続契約締結先 _____ 接続契約締結日 _____年____月____日 ☐ 締結済 ☐ 締結見込

7 設置の着手及び完了 予定年月日並びに発電 の開始及び太陽光発電 施設の撤去の完了予定 年月日	設置着手予定日 _____年____月____日 ※届出の受付から60日を経過するまでは着手できない。 設置完了予定日 _____年____月____日 発電開始予定日 _____年____月____日 撤去終了予定日 _____年____月____日
8 関係法令の手續状況	別紙1のとおり
9 規則第4条に規定す る事項を守るために講 ずる措置の内容	別紙2のとおり
10 条例第5条第2項に 規定する知事が別に定 める基準を満たすため に講ずる措置の内容	別紙3のとおり
11 その他知事が必要と 認める事項	

(備考)

- 「3 太陽光発電施設の所在地」の欄には、届出に係る太陽光発電事業を行う区域が所在する土地の地番を全て記入すること。
- 「4 発電出力」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。
- 「5 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積」の欄は、小数点以下第1位まで記入すること。
- 「6 再エネ特措法第9条第4項の規定による認定の状況」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定により経済産業大臣の認定を受けた同条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画により設置される太陽光発電施設にあっては「有」の項目の□にレ印を、受けていない場合は「無」の項目の□にレ印を付し、「有」の項目の□にレ印を付したときは、(1)及び(2)の欄にも記入すること。
- 「8 関係法令の手續状況」の欄は、届出に係る太陽光発電施設の設置に際し必要な他の法律（「6 再エネ特措法第9条第4項の規定による認定の状況」に係るものを除く。）又は条例の手續状況を別紙1に記載すること。
- 「9 規則第4条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容」の欄は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則第4条各号に掲げる、設置者が太陽光発電事業の実施に当たり守るよう努める事項のために講ずる措置を別紙2に詳細に記載すること。
- 「10 条例第5条第2項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容」の欄は、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（令和元年岡山県告示第319号）を参照し、詳細に記載すること。
- 各欄の記載事項について、別業としても差し支えない。

(添付書類) ※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・位置図（1万分の1以上）
※設置に適さない区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。
- ・事業区域図（2, 500分の1以上）
- ・配置図（1, 000分の1以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合）（1, 000分の1以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（50分の1以上）
- ・排水計画に係る平面図（500分の1以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（50分の1以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

条例第6条第3項
(届出事項を変更する際の事前届出書)

届出事項の変更の届出書（事前届出）

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 殿

届出者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定により、設置に適さない区域内への設置を届け出た太陽光発電施設について次のとおり変更したいので、届け出ます。

記

1 届出受付年月日 年 月 日

2 変更に係る事項

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	☐ 変更なし
	☐ 変更あり 変更前：氏名 _____ （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 住所 _____ （法人にあつては主たる事務所の所在地） 変更後：氏名 _____ （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 住所 _____ （法人にあつては主たる事務所の所在地） 変更年月日： 年 月 日
2 太陽光発電施設の所在地	☐ 変更なし
	☐ 変更あり 変更前： _____ 変更後： _____
3 発電出力	☐ 変更なし
	☐ 変更あり 変更前： _____キロワット（太陽電池の合計出力 _____キロワット） 変更後： _____キロワット（太陽電池の合計出力 _____キロワット）

4 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積	☐ 変更なし ☐ 変更あり 変更前：_____平方メートル 変更後：_____平方メートル
5 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日	☐ 変更なし ☐ 変更あり 設置着手予定日 _____年____月____日 → _____年____月____日 設置完了予定日 _____年____月____日 → _____年____月____日 発電開始予定日 _____年____月____日 → _____年____月____日 撤去終了予定日 _____年____月____日 → _____年____月____日
6 条例第5条第2項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容	☐ 変更なし ☐ 変更あり その内容：別紙3のとおり
7 その他知事が必要と認める事項	☐ 変更なし ☐ 変更あり その内容：
8 添付書類	☐ 変更なし ☐ 変更あり その内容：

(備考)

- それぞれの欄に記載の事項について、いずれか該当する項目の□にレ印を付し、「変更あり」の項目の□にレ点を付したときは、その内容を記載すること。
- 「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」欄は、太陽光発電施設の譲渡その他の所有権の移転により太陽光発電施設の設置に係る届出者を変更しようとする場合に記載すること。なお、転居による住所の異動、法人の名称の変更等については、届出事項の変更の届出（事後届出）（様式第9号）を行うこと。
- 各欄の記載事項について、別葉としても差し支えない。

3 変更の理由

--

(添付書類)

※次の書類のうち変更があるものがある場合は、「2 変更に係る事項」の「8 添付書類」の「変更あり」にレ点を付してその内容を記載するとともに、その内容を明確にした書類を作成すること。

※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・設置届出を行った者の変更を証する書類（事業の譲渡等の場合、事業の譲渡を証明する譲渡契約書、譲渡証明書 等）
- ・位置図（1万分の1以上）
※設置に適さない区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。
- ・事業区域図（2, 500分の1以上）
- ・配置図（1, 000分の1以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図（土地の形質の変更を行う場合）（1, 000分の1以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（50分の1以上）
- ・排水計画に係る平面図（500分の1以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（50分の1以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

条例第6条第3項
(届出事項の変更を変更する際の事後届出書)

届出事項の変更の届出書 (事後届出)

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 殿

届出者 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例 (令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。) 第6条第3項の規定により、設置に適さない区域内への設置を届け出た太陽光発電施設について次のとおり変更を行ったので、届け出ます。

記

1 届出受付年月日 年 月 日

2 変更に係る事項

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	☐変更なし ☐変更あり 変更前：氏名 _____ (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 住所 _____ (法人にあっては主たる事務所の所在地) 変更後：氏名 _____ (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 住所 _____ (法人にあっては主たる事務所の所在地) 変更年月日： ____年 ____月 ____日
2 設置に適さない区域に設置する理由	☐変更なし ☐変更あり 変更前： _____ 変更後： _____

3 再エネ特措法第9条 第4項の規定による認定 の状況 (有の場合)		☐ 変更なし
		☐ 変更あり
		認定の有無 ☐ 有 ☐ 無
	(1) 認定状況	☐ 認定済 (_____年____月____日付け、認定番号_____ ☐ 申請中 (_____年____月____日 認定見込) ☐ 未申請
(2) 系統接続	接続契約締結先 _____ 接続契約締結日 _____年____月____日 ☐ 締結済 ☐ 締結見込	
4 関係法令の現状		☐ 変更なし
		☐ 変更あり その内容：別紙1のとおり
5 規則第4条に規定 する事項を守るため に講ずる措置の内容		☐ 変更なし
		☐ 変更あり その内容：別紙2のとおり
6 その他知事が必要 と認める事項		☐ 変更なし
		☐ 変更あり その内容：
7 その他（変更後 においても届出をした 太陽光発電施設が条 例第5条第2項に規 定する知事が別に定 める基準に該当する ことが明らかな変 更）		☐ 変更なし
		☐ 変更あり その内容：

(備考)

- それぞれの欄に記載の事項について、いずれか該当する項目の□にレ印を付し、「変更あり」の項目の□にレ点を付したときは、その内容を記載すること。
- 「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」欄は、転居による住所の異動、法人の名称の変更等について記載すること。なお、太陽光発電施設の譲渡その他の所有権の移転により設置者を変更しようとする場合については、変更しようとする日の30日前までに、届出事項の変更の届出（事前届出）（様式第8号）を行うこと。
- 各欄の記載事項について、別業としても差し支えない。

3 変更の理由

(添付書類)

※次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・位置図（1万分の1以上）
※設置に適さない区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。
- ・事業区域図（2，500分の1以上）
- ・配置図（1，000分の1以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図（土地の形質の変更を行う場合）（1，000分の1以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（50分の1以上）
- ・排水計画に係る平面図（500分の1以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（50分の1以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

条例第 6 条第 2 項

（設置に適さない区域内にある、発電出力 50 キロワット未満の太陽光発電施設を 50 キロワット以上に増設する場合の届出書）

増設の届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事

殿

届出者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、設置に適さない区域内において発電出力 50 キロワット未満の太陽光発電施設を 50 キロワット以上に増設するので、届け出ます。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
2 設置に適さない区域に設置する理由	
3 太陽光発電施設の所在地	増設前：
	増設後：
4 発電出力	増設前： _____ キロワット （太陽電池の合計出力 _____ キロワット）
	増設後： _____ キロワット （太陽電池の合計出力 _____ キロワット）
5 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積	増設前： _____ 平方メートル
	増設後： _____ 平方メートル

6 再エネ特措法第 9 条 第 4 項の規定による認定の 状況	☐ 有 ☐ 無
(有 の 場 合)	☐ 認定済 (_____ 年 _____ 月 _____ 日 付け、認定番号 _____) ☐ 申請中 (_____ 年 _____ 月 _____ 日 認定見込) ☐ 未申請
(2) 系統接続	接続契約締結先 _____ 接続契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ☐ 締結済 ☐ 締結見込
7 増設の着手及び完了 予定年月日並びに発電 の開始及び太陽光発電 施設の撤去の完了予定 年月日	増設着手予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 増設完了予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 発電開始予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 撤去終了予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
8 関係法令の手続状況	別紙 1 のとおり
9 規則第 4 条に規定す る事項を守るために講 ずる措置の内容	別紙 2 のとおり
10 条例第 5 条第 2 項に 規定する知事が別に定 める基準を満たすため に講ずる措置の内容	別紙 3 のとおり
11 その他知事が必要と 認める事項	

(備考)

- 「3 太陽光発電施設の所在地」の欄には、届出に係る太陽光発電事業を行う区域が所在する土地の地番を全て、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「4 発電出力」の欄は、小数点以下第 1 位まで、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「5 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積」の欄は、小数点以下第 1 位まで、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「6 再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定の状況」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項の規定により経済産業大臣の認定を受けた同条第 1 項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画により設置される太陽光発電施設にあっては「有」の項目の□にレ印を、受けていない場合は「無」の項目の□にレ印を付し、「有」の項目の□にレ印を付したときは、(1) 及び (2) の欄にも記入すること。
- 「8 関係法令の手続状況」の欄は、届出に係る太陽光発電施設の設置に際し必要な他の法律（「6 再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定の状況」に係るものを除く。）又は条例の手続状況を別紙 1 に記載すること。
- 「9 規則第 4 条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容」の欄は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則第 4 条各号に掲げる、設置者が太陽光発電事業の実施に当たり守るよう努める事項のために講ずる措置を別紙 2 に詳細に記載すること。
- 「10 条例第 5 条第 2 項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容」の欄は、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（令和元年岡山県告示第 319 号）を参照し、詳細に記載すること。
- 各欄の記載事項について、別業としても差し支えない。

(添付書類)

※増設しようとする部分を明確にして作成すること。

※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・位置図（1 万分の 1 以上）
※設置に適さない区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。
- ・事業区域図（2，500 分の 1 以上）
- ・配置図（1，000 分の 1 以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合）（1，000 分の 1 以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（50 分の 1 以上）
- ・排水計画に係る平面図（500 分の 1 以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（50 分の 1 以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

条例第 6 条第 6 項・条例附則第 4 項

（条例の施行前又は設置に適さない区域の指定前に設置済の、発電出力が 50 キロワット以上の太陽光発電施設の増設を行う場合の届出書）

増設の届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事

殿

届出者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）☐第 6 条第 6 項 ☐附則第 4 項 の規定により、設置に適さない区域内において発電出力 50 キロワット以上の太陽光発電施設を増設するので、届け出ます。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
2 設置に適さない区域に設置する理由	
3 太陽光発電施設の所在地	増設前： 増設後：
4 発電出力	増設前： _____ キロワット （太陽電池の合計出力 _____ キロワット） 増設後： _____ キロワット （太陽電池の合計出力 _____ キロワット）
5 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積	増設前： _____ 平方メートル 増設後： _____ 平方メートル
6 再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定の状況	☐ 有 ☐ 無

(有 の 場 合)	(1) 認定状況	☐ 認定済（_____年____月____日付け、認定番号_____） ☐ 申請中（_____年____月____日 認定見込） ☐ 未申請
	(2) 系統接続	接続契約締結先 _____ 接続契約締結日 _____年____月____日 ☐ 締結済 ☐ 締結見込
7	増設の着手及び完了 予定年月日並びに発電 の開始及び太陽光発電 施設の撤去の完了予定 年月日	増設着手予定日 _____年____月____日 増設完了予定日 _____年____月____日 発電開始予定日 _____年____月____日 撤去終了予定日 _____年____月____日
8	関係法令の手続状況	別紙 1 のとおり
9	規則第 4 条に規定す る事項を守るために講 ずる措置の内容	別紙 2 のとおり
10	条例第 5 条第 2 項に 規定する知事が別に定 める基準を満たすため に講ずる措置の内容	別紙 3 のとおり
11	その他知事が必要と 認める事項	

(備考)

- ☐第 6 条第 6 項 ☐附則第 4 項 については、次の区分により該当する項目の□にレ印を付すこと。
 - 土砂災害警戒区域に指定される前に設置された太陽光発電施設：第 6 条第 6 項
 - 条例の施行日（令和元年 10 月 1 日）より前に設置された太陽光発電施設：附則第 4 項
 - (1) と (2) の両方に該当する場合：附則第 4 項
- 「3 太陽光発電施設の所在地」の欄は、届出に係る太陽光発電事業を行う区域が所在する土地の地番を全て、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「4 発電出力」の欄は、小数点以下第 1 位まで、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「5 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積」の欄は、小数点以下第 1 位まで、増設前と増設後のそれぞれを記入すること。
- 「6 再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定の状況」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項の規定により経済産業大臣の認定を受けた同条第 1 項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画により設置される太陽光発電施設にあっては「有」の項目の□にレ印を、受けていない場合は「無」の項目の□にレ印を付し、「有」の項目の□にレ印を付したときは、(1) 及び (2) の欄にも記入すること。
- 「8 関係法令の手続状況」の欄は、届出に係る太陽光発電施設の設置に際し必要な他の法律（「6 再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定の状況」に係るものを除く。）又は条例の手続状況を別紙 1 に記載すること。
- 「9 規則第 4 条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容」の欄は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則第 4 条各号に掲げる、設置者が太陽光発電事業の実施に当たり守るよう努める事項のために講ずる措置を別紙 2 に詳細に記載すること。
- 「10 条例第 5 条第 2 項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容」の欄は、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（令和元年岡山県告示第 319 号）を参照し、詳細に記載すること。
- 各欄の記載事項について、別葉としても差し支えない。

(添付書類)

※増設しようとする部分を明確にして作成すること。

※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

- ・位置図（1 万分の 1 以上）
※設置に適さない区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。
- ・事業区域図（2，500 分の 1 以上）
- ・配置図（1，000 分の 1 以上）
- ・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図（土地の形質の変更を行う場合）（1，000 分の 1 以上）
- ・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（50 分の 1 以上）
- ・排水計画に係る平面図（500 分の 1 以上）
- ・太陽光発電施設の構造図（50 分の 1 以上）
- ・現況写真
- ・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目 等）

主な問い合わせ先

●条例に関する問い合わせ先

内 容	相 談 窓 口	
条例全般に関すること	脱炭素社会推進課	
	所 在 地	電話／FAX番号
	岡山市北区内山下 2－4－6	電 話：086-226-7297
		F A X：086-231-8094
	ホームページアドレス	電子メール
	http://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/	datsutanso@pref.okayama.lg.jp

●次の区域に関する問い合わせ先

- ① 砂防指定地
- ② 地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域

(1) 各区域の問い合わせ先

区 域	相 談 窓 口	電 話 番 号
①砂防指定地 ②地すべり防止区域 (国土交通省所管) ③急傾斜地崩壊危険区域 ④土砂災害特別警戒区域 ／土砂災害警戒区域	備前県民局建設部 管理課 (岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町)	086-233-9877
	備前県民局建設部 東備地域管理課 (備前市、赤磐市、和気町)	0869-92-5170
	備中県民局建設部 管理課 (倉敷市、総社市、早島町)	086-434-7062
	備中県民局建設部 井笠地域管理課 (笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町)	0865-69-1634
	備中県民局建設部 高梁地域管理課 (高梁市)	0866-21-2854
	備中県民局建設部 新見地域管理課 (新見市)	0867-72-9170
	美作県民局建設部 管理課・建設企画課 (津山市、鏡野町、久米南町、美咲町) ※土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域については建設企画課が窓口	0868-23-1437
	美作県民局建設部 真庭地域管理課 (真庭市、新庄村)	0867-44-3116
②地すべり防止区域 (農林水産省農村振興局所管)	美作県民局建設部 勝英地域管理課 (美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村)	0868-73-4061
	備前県民局農林水産事業部 農地農村計画課 (吉備中央町)	086-233-9829
	備中県民局農林水産事業部 農地農村計画課 (笠岡市、井原市、高梁市、新見市)	086-434-7034
	美作県民局農林水産事業部 農地農村計画課 (津山市、真庭市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町)	0868-23-1321
	岡山市北区役所農林水産振興課 (岡山市)	086-803-1661
	倉敷市船穂支所産業係 (旧船穂町内) 倉敷市真備支所産業課 (旧真備町内)	086-552-5110 086-698-8114

②地すべり防止区域 (林野庁所管)	備前県民局農林水産事業部 森林整備課 (赤磐市、和気町)	086-233-9834
	備中県民局農林水産事業部 森林整備課 (井原市、高梁市、新見市)	086-434-7061
	美作県民局農林水産事業部 森林整備課 (真庭市、美咲町)	0868-23-1386
	岡山市産業観光局農林水産部 農林水産課 (岡山市)	086-803-1345

(2) 各法令に関する問い合わせ先

内 容	相 談 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
①砂防指定地 ②地すべり防止区域 (国土交通省所管) ③急傾斜地崩壊危険区域 ④土砂災害特別警戒区域 ／土砂災害警戒区域	防災砂防課	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7482
②地すべり防止区域 (農林水産省農村振興局所管)	耕地課	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7435
②地すべり防止区域 (林野庁所管)	治山課	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7457

※本条例を含めた太陽光発電施設の設置に係る法令についてまとめた一覧（「太陽光発電事業関係の主な法令一覧」）を脱炭素社会推進課のホームページ（下記URL）にて公開しているので、参照のこと。
URL : <http://www.pref.okayama.jp/page/543452.html>